

放送の現状

平成27年11月2日

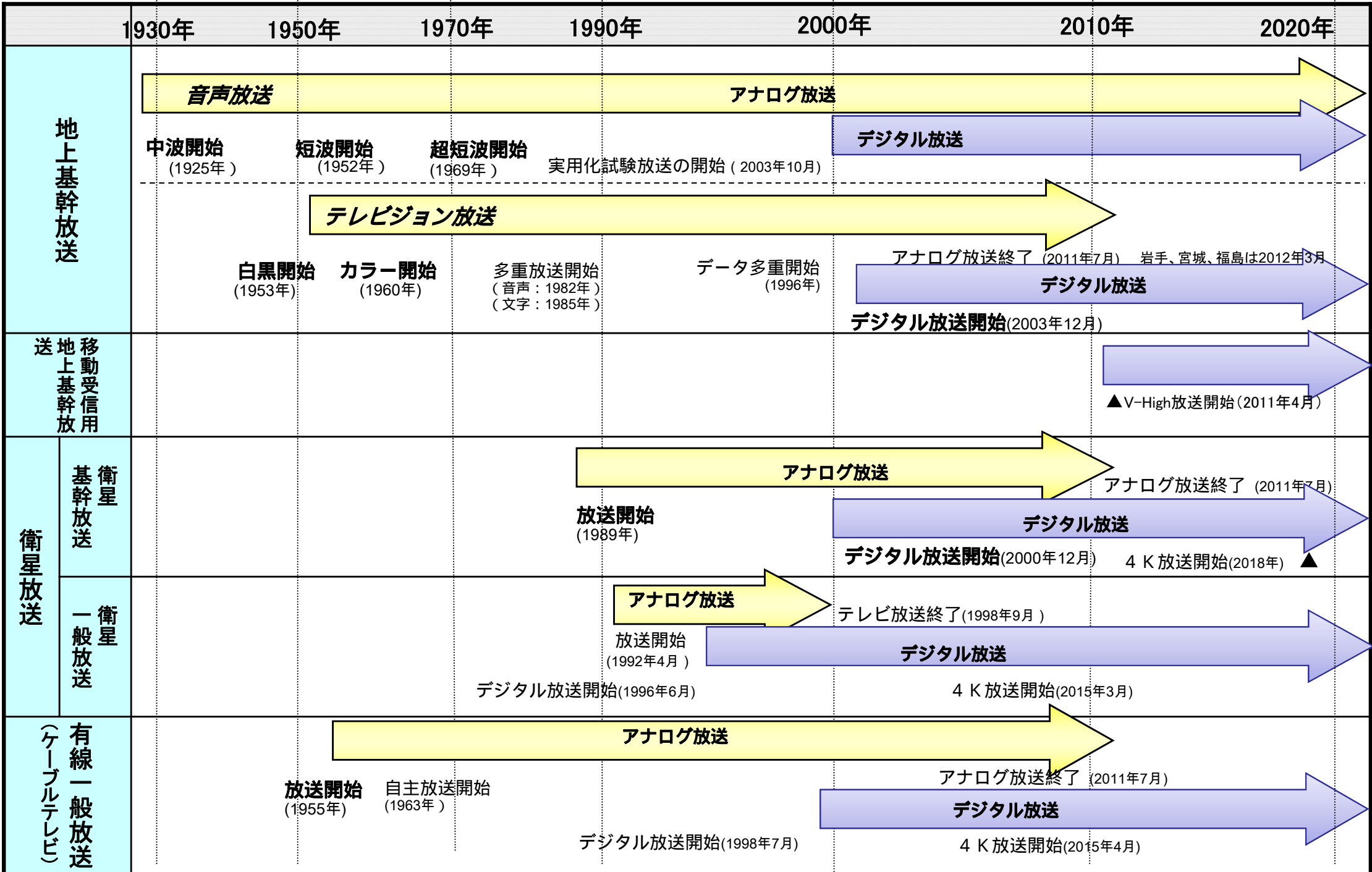
事務局

目次

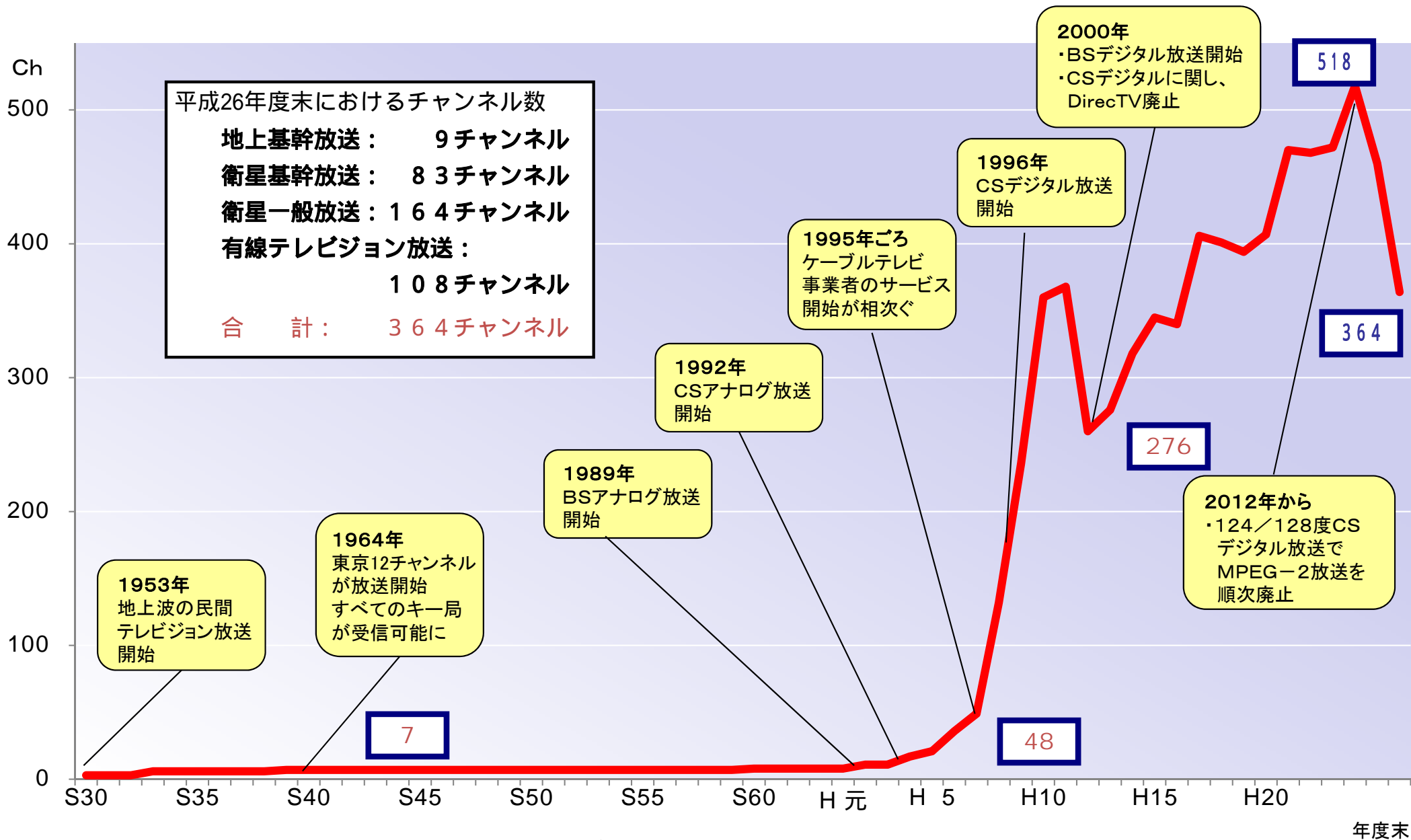
1 . 放送メディアの現状	
1 - 1 我が国の放送メディアの進展	4
1 - 2 多チャンネル化の状況	5
1 - 3 各メディアの特性	6
2 . 市場規模等	
2 - 1 放送メディアの市場規模	8
2 - 2 放送メディアの営業収益の推移	9
2 - 3 メディアにおける広告費の推移	10
3 . NHKと民放	
3 - 1 NHKの概要	12
3 - 2 受信料制度	13
3 - 3 NHKの国際放送の概要	14
3 - 4 放送法改正によるNHKのインターネット活用 業務の拡大	15
3 - 5 民間地上基幹放送事業者のネットワーク (テレビジョン放送127社)	16
3 - 6 民間地上基幹放送事業者のネットワーク (中波・短波・超短波99社)	17
3 - 7 衛星放送の概要	18
3 - 8 BS放送及び東経110度CS放送の テレビ番組のチャンネル配列図	19
3 - 9 ケーブルテレビ事業者の概要	20
3 - 10 コミュニティ放送の制度概要	21
3 - 11 視聴覚障害者向け放送の普及	22
4 . 放送法の概要	
4 - 1 放送法の概要	24
4 - 2 番組編集の基準	25
4 - 3 放送対象地域	26
4 - 4 基幹放送による表現の自由享有基準 (マスメディア集中排除原則)	27
4 - 5 平成21年放送法改正の概要	28
4 - 6 平成22年放送法改正の概要	30
4 - 7 平成26年放送法改正の概要	37
4 - 8 平成27年放送法改正の概要	42
5 . 最近の動向	
5 - 1 デジタル難視対策等の完了	44
5 - 2 移動受信用地上基幹放送の周波数割当て	45
5 - 3 V - L o wマルチメディア放送のサービス イメージ	46
5 - 4 V - L o wマルチメディア放送に関する経緯	47
5 - 5 放送コンテンツ海外展開の総合戦略	48
5 - 6 放送コンテンツの海外展開	49
5 - 7 スマートテレビとは	50
5 - 8 スマートテレビなど放送とネットの連携を 取りまく動向	51
5 - 9 4K・8Kとは	52
5 - 10 超高精細映像、大画面の魅力	53
5 - 11 4K・8K推進のためのロードマップ	54
5 - 12 4K・8K技術の国内市場	55
5 - 13 オリンピックと放送技術の歩み	56
5 - 14 災害時における放送の有用性	57
5 - 15 ラジオ放送の難聴のパターン	58
5 - 16 FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局 について	59
5 - 17 放送設備における安全・信頼性の確保	60

1 . 放送メディアの現状

1 - 1 我が国の放送メディアの進展



1 - 2 多チャンネル化の状況



注1 地上基幹放送については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数
 注2 衛星基幹放送及び衛星一般放送については、テレビジョン放送のチャンネル数の合計
 注3 有線テレビジョン放送については、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均

各メディアのチャンネル数、視聴時間等

		チャンネル数	視聴時間・利用時間 (一日当たり、全国平均)	視聴件数/世帯数	年間家計支出
テレビ	地上基幹放送	NHK 2ch + 民放 4ch程度 (東京: NHK2 + 民放6 + 放送大学1)	3時間19分	5,027万件 (平成27年3月末)	放送受信料 (公共放送受信料 及び 有料放送料金)
	衛星放送	衛星基幹放送	19分	約 2,090万世帯 (平成26年8月末)	
		衛星一般放送		約 345万世帯 (平成26年8月末)	
	有線テレビジョン放送	—	—	約 2,918万世帯 (平成27年3月末)	23,620円 (平成25年12月末)
ラジオ(地上基幹放送) (コミュニティ放送、外国語放送、短波放送を除く)		NHK 3ch + 民放 2ch程度 (東京: NHK3 + 民放5 + 放送大学1)	32分	—	—
(参考)インターネット		—	1時間41分	利用者数 約 8,135万人 (平成25年12月末) 参考(内訳) 光 2,502万件 DSL 470万件 ケーブル 606万件 FWA 1万件 BWA 680万件 3.9世代携帯電話 3876万件	インターネット 接続料 21,297円 (平成25年12月末)

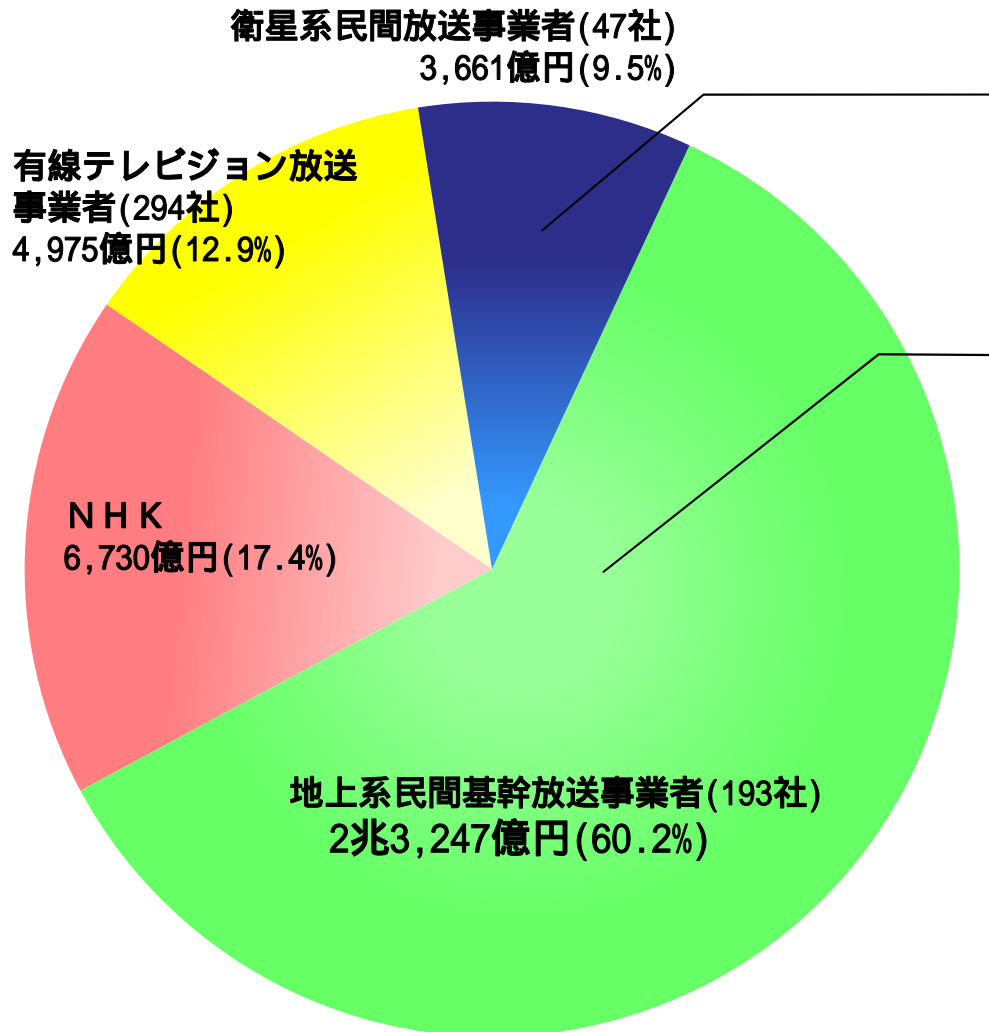
注1 「地上基幹放送」の「視聴世帯数」は、公共放送の総契約対象件数。「平成26年度業務報告書」(NHK)から引用。
 注2 「テレビ」及び「ラジオ」の「視聴時間・利用時間」は、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の平成26年6月期の調査から引用。
 注3 「衛星基幹放送」の「チャンネル数」は地上デジタル放送の衛星利用による暫定的な難視聴解消のための放送を除く。
 注4 「衛星一般放送」の「チャンネル数」は東経124/128度CSデジタル放送に限る。
 注5 「衛星基幹放送」「衛星一般放送」の「視聴世帯数」は「(社)衛星放送協会」HPから引用。
 注6 「有線テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送による有線一般放送(有線電気通信設備を用いて行われる一般放送)であって、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備による放送。
 注7 「インターネット」の「利用時間」は、「2013年全国メディア接触・評価調査」(社)日本新聞協会)の「余暇でのインターネット利用時間」から引用
 注8 「インターネット」の「契約数」は、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成25年度第3四半期(12月末))」(総務省)から引用。
 注9 「年間家計支出」は「家計調査」(総務省統計局)から引用。

2 . 市場規模等

放送メディアの市場規模は、平成26年度において、3兆8,613億円となっている。

各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が60.2%、NHKが17.4%、有線テレビジョン放送事業者が12.9%、衛星系民間放送事業者が9.5%を占めている。

放送メディアの収入 平成26年度 3兆8,613億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (20社)	2,007億円 (5.2%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (23社)	761億円 (2.0%)
衛星一般放送 (8社)	892億円 (2.3%)

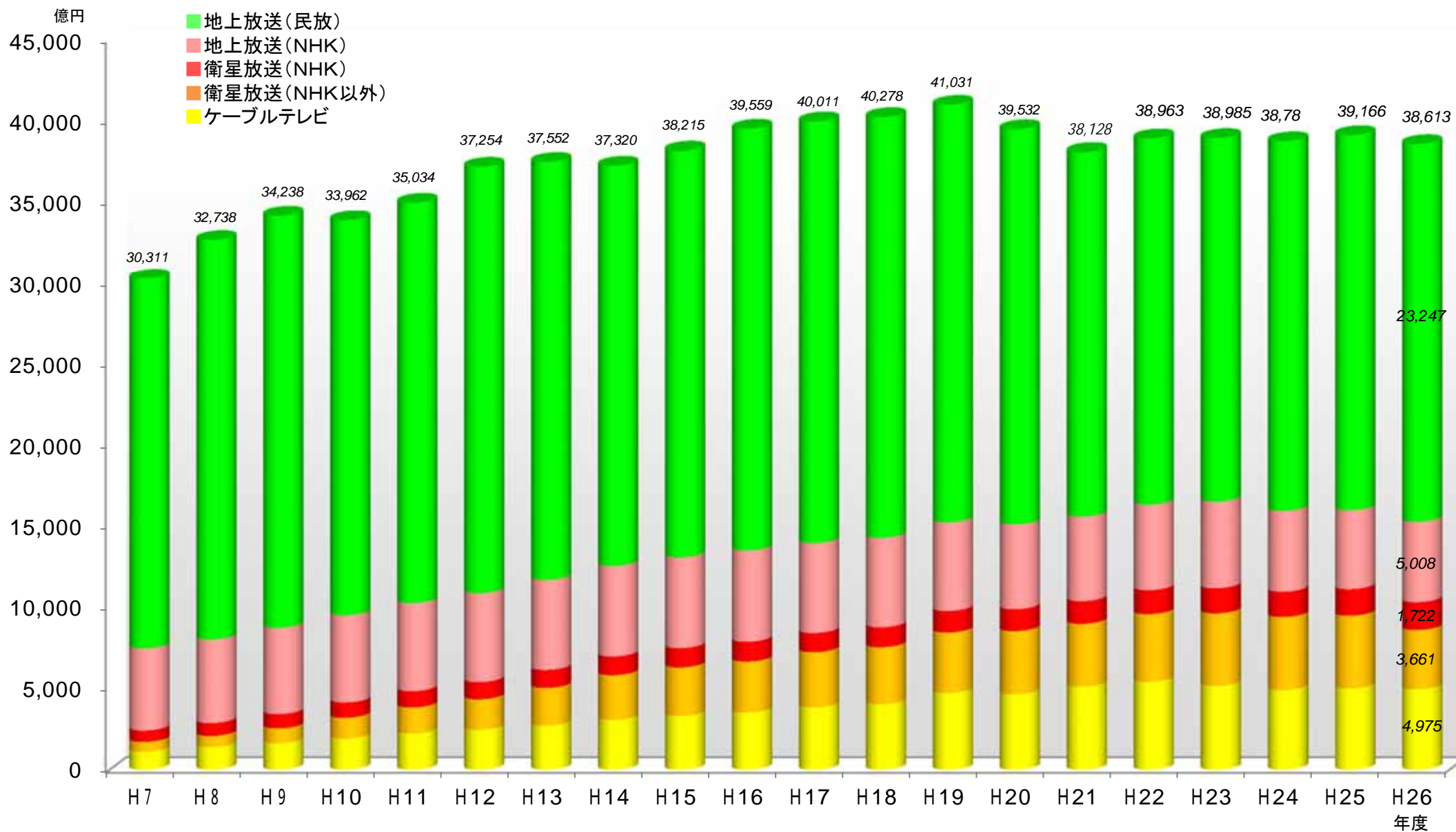
【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (94社)	1兆8,683億円 (48.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (33社)	3,400億円 (8.8%)
その他 () 単営 (66社)	1,164億円 (3.0%)
... AM (14社)、短波 (1社) 及び FM (51社)	

- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と統計110度CS放送を兼営する事業者が4社含まれるため、総数(47社)とは一致しない。

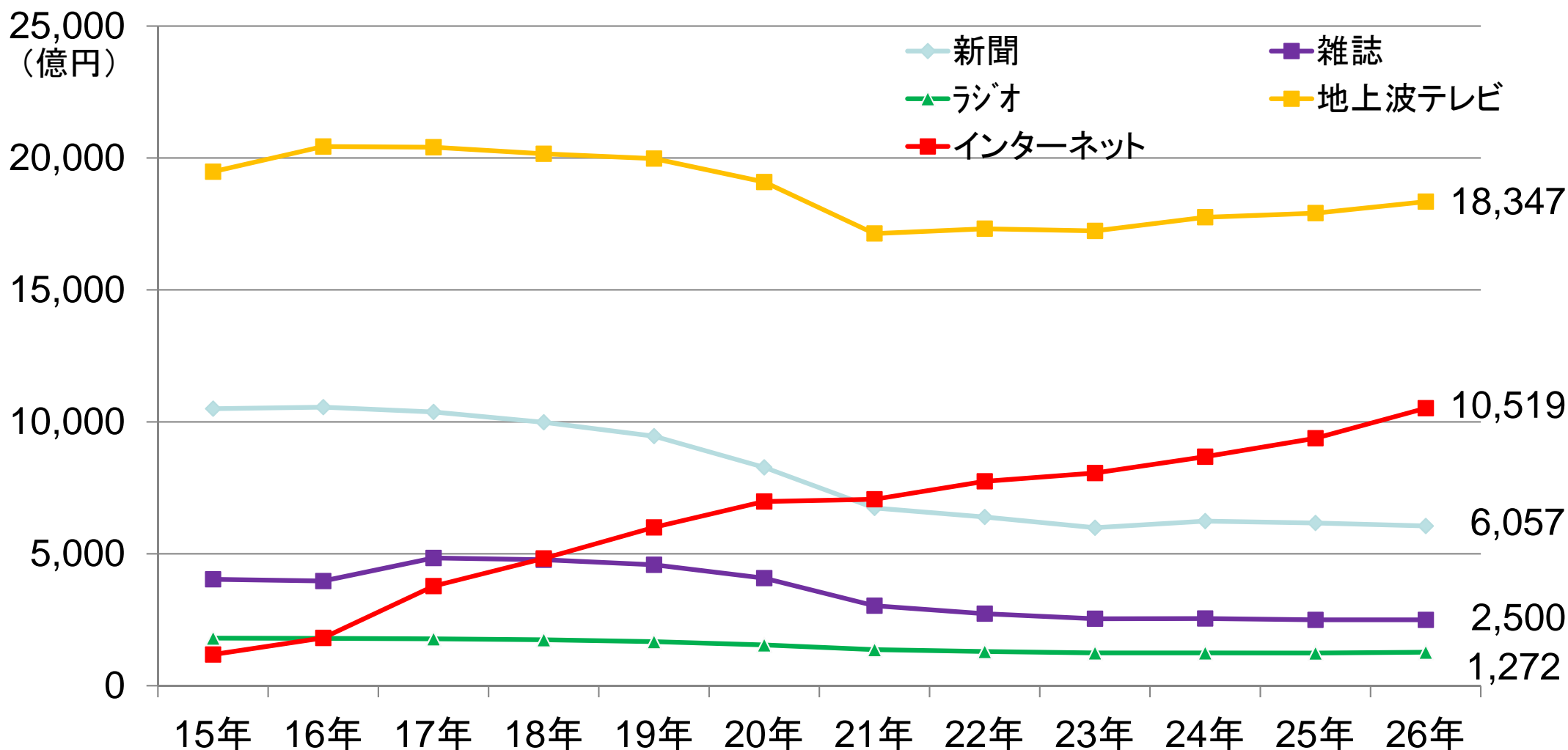
2 - 2 放送メディアの営業収益の推移

○ 放送は4兆円産業。リーマンショック(平成20年度)で一旦落ち込み4兆円割れしたが、近年は回復傾向。



○インターネットの広告費は他の広告費が増減する中、一貫して増加。

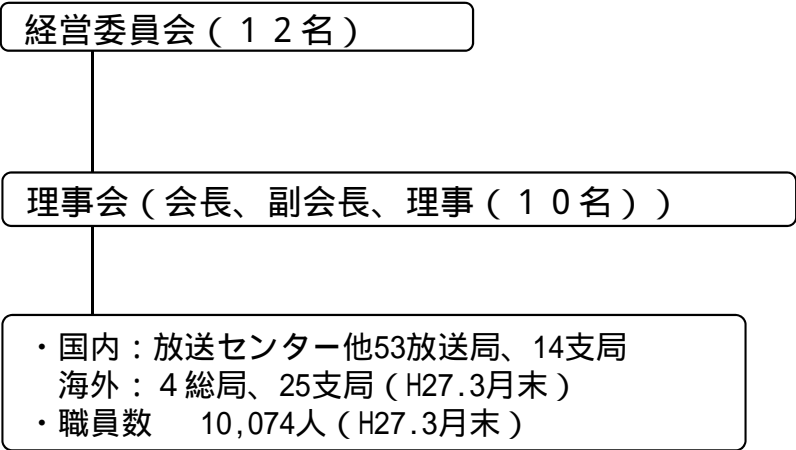
- ・平成26年のインターネット広告費は10,519億円(前年比112.1%)
- ・10年間で約3倍(6,742億円)に増加



数値出典:「平成26年(2014年)日本の広告費」(株)電通

3 . NHKと民放

組織



保有メディア

国内放送

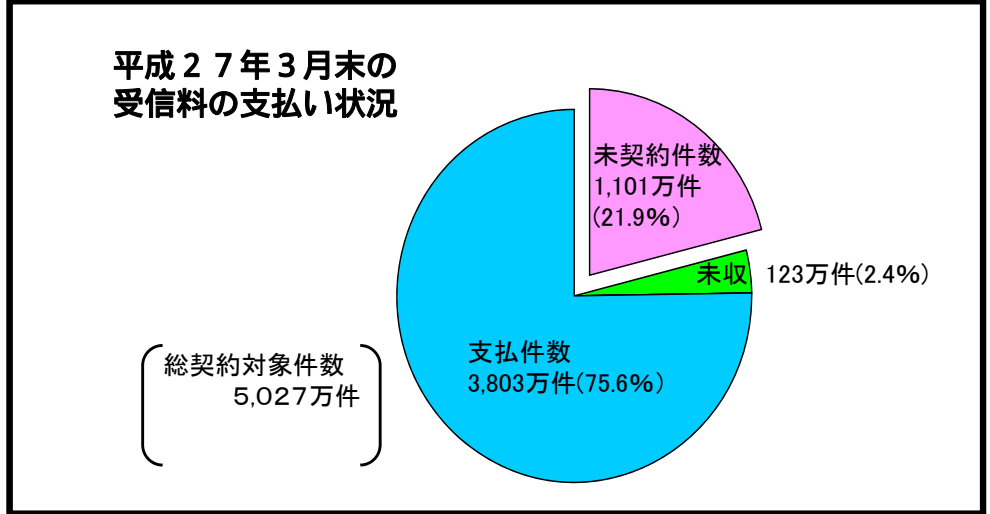
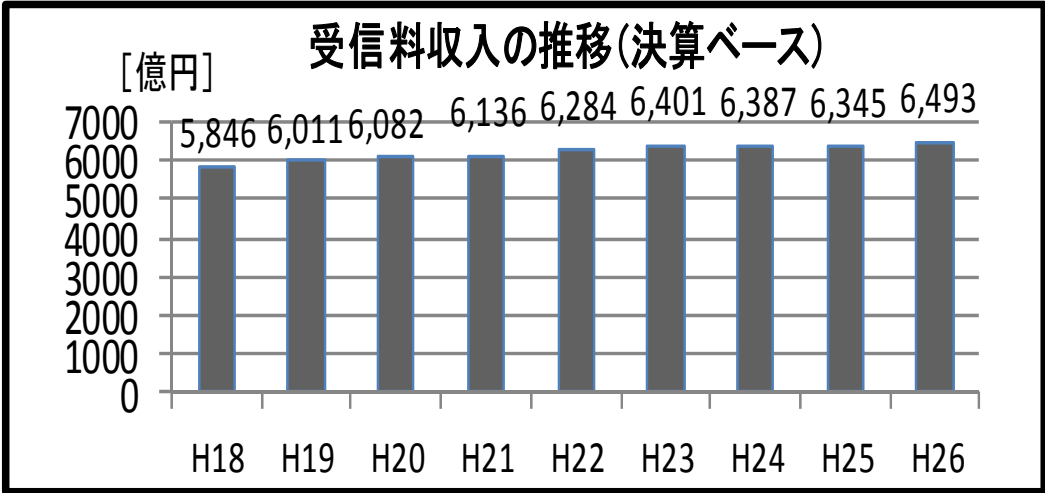
テレビジョン放送
 地上2波 (総合・教育)
 衛星2波 (BS1・BSプレミアム)
ラジオ放送3波
 第1 (AM)・第2 (AM)・FM

国際放送

テレビジョン放送 (衛星)
 外国人向け英語放送「NHKワールドTV」
 邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」
ラジオ放送 (地上 (短波・中波・FM)、衛星)
 18言語による「ラジオ日本」

これらの他、放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発や、インターネット活用業務などを実施。

受信料収入



・NHKはH23年度まで税込方式、24年度から税抜方式を採用。H18～H23は比較のため税抜値を総務省において推計。
 ・H24年度及びH25年度の受信料収入の減少は、H24年10月に実施した受信料値下げが影響している。

3 - 2 受信料制度

■ 受信契約の締結義務(放送法第64条)

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

<受信料額>

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,260円	7,190円	13,990円
衛星契約	2,230円	12,730円	24,770円

(注)口座・クレジット払の受信料額を記載。また、衛星契約は、地上+衛星の受信料額。

- 平成20年10月1日から訪問集金を廃止(口座振替等に統一)
- 平成21年2月1日から、2契約目以降の受信料を半額に割り引く「事業所割引」「家族割引」を導入
- 平成24年10月1日から地上、衛星契約ともに120円を値下げ
- 平成26年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更。

□ 受信料の額は国会が予算を承認することによって定める(放送法第70条第4項)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

受信料の法制上の位置付け

○ 臨時放送関係法制調査会答申(昭和39年9月)

“国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべき”

○ 内閣法制局長官答弁(昭和55年3月17日 参・予算委)

“公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります”

- ・ NHKは、国際放送を必須業務として実施(放送法第20条第1項第4号及び第5号)。
- ・ ラジオ国際放送は、昭和10年6月に放送開始。テレビ国際放送は、平成7年4月に放送開始。

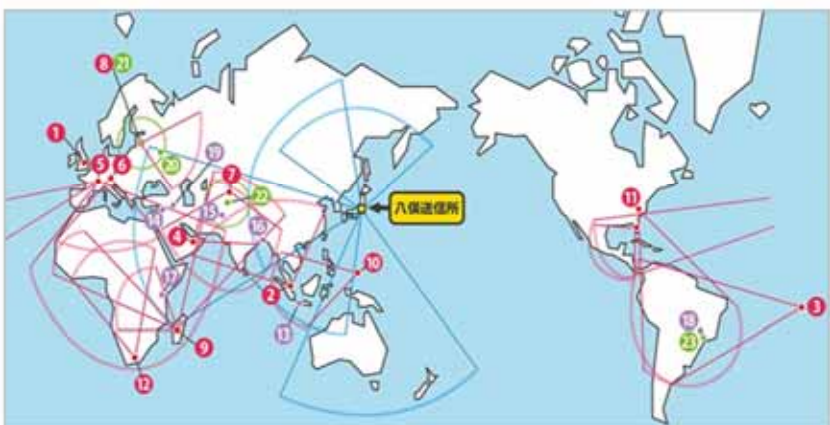
ラジオ国際放送

「NHKワールド・ラジオ日本」

- 全世界に向けて、18言語で放送
※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の22か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 平成27年度NHK予算額: 65.8億円

要請放送

- ・ 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。
- ・ 放送法の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。(平成27年度予算: テレビ: 約26.8億円、ラジオ: 約9.6億円)



①	イギリス中継局
②	シンガポール中継局
③	アセンション中継局
④	タバヤ中継局
⑤	フランス中継局
⑥	ドイツ中継局
⑦	ウズベキスタン中継局
⑧	リトアニア中継局
⑨	マダガスカル中継局
⑩	パラオ中継局
⑪	アフリカ中継局
⑫	南アフリカ中継局

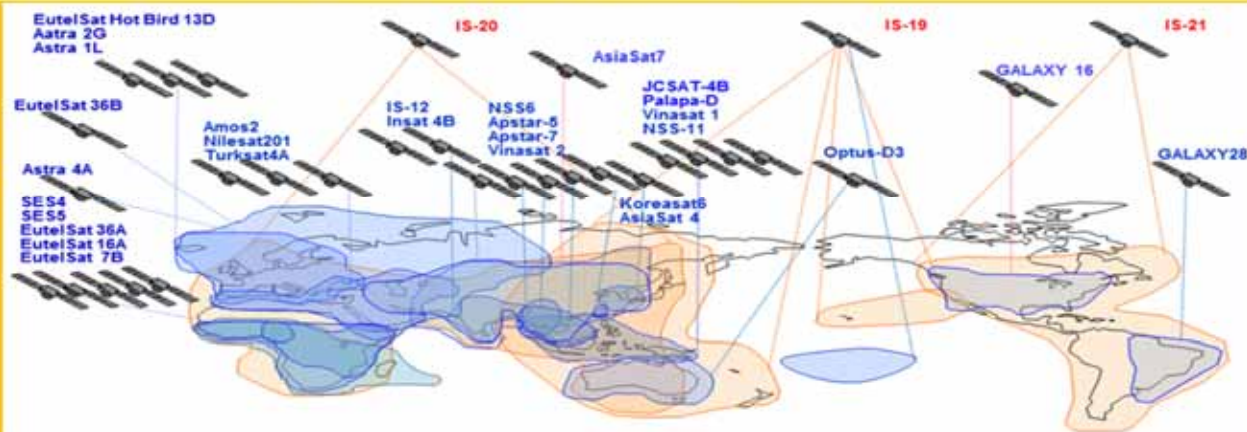
⑬	インドネシア中継局(ジャカルタ他)
⑭	ヨルダン/川西岸中継(ラマラ他)
⑮	アフガニスタン中継(カブール他)
⑯	バングラデシュ中継(ダッカ他)
⑰	タンザニア中継(ダルエスサラーム他)
⑱	ブラジル中継(ブラリア他)
⑲	イラク中継(バグダッド他)
⑳	モスクワ中継局
㉑	リトアニア中継局
㉒	タジキスタン中継局
㉓	ブラジル中継局(サンパウロ他)

(⑮と㉓は同じ)

テレビ国際放送

「NHKワールドTV」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、1日24時間世界に向けて英語で放送
※ 衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約2億世帯で24時間視聴可能
- 平成27年度NHK予算額: 213.5億円
※ NHKワールド プレミアム分を含む



直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
それぞれの地域の实情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

- 平成26年の放送法改正により、NHKは、インターネット活用業務について、自ら定め、総務大臣認可を得た「実施基準」に基づき、①「放送した」放送番組のみならず、②「放送中」の放送番組、③「放送前」の放送番組も、迅速・柔軟な配信が可能となった。
- 平成26年11月25日、NHKから「実施基準案」の認可申請があり、総務省は、この「実施基準案」に対する考え方について意見募集、電波監理審議会への諮問・答申を経て、2月16日に認可。
- NHKにおいては現在、「実施基準」に基づき、各種インターネットサービスを実施中。

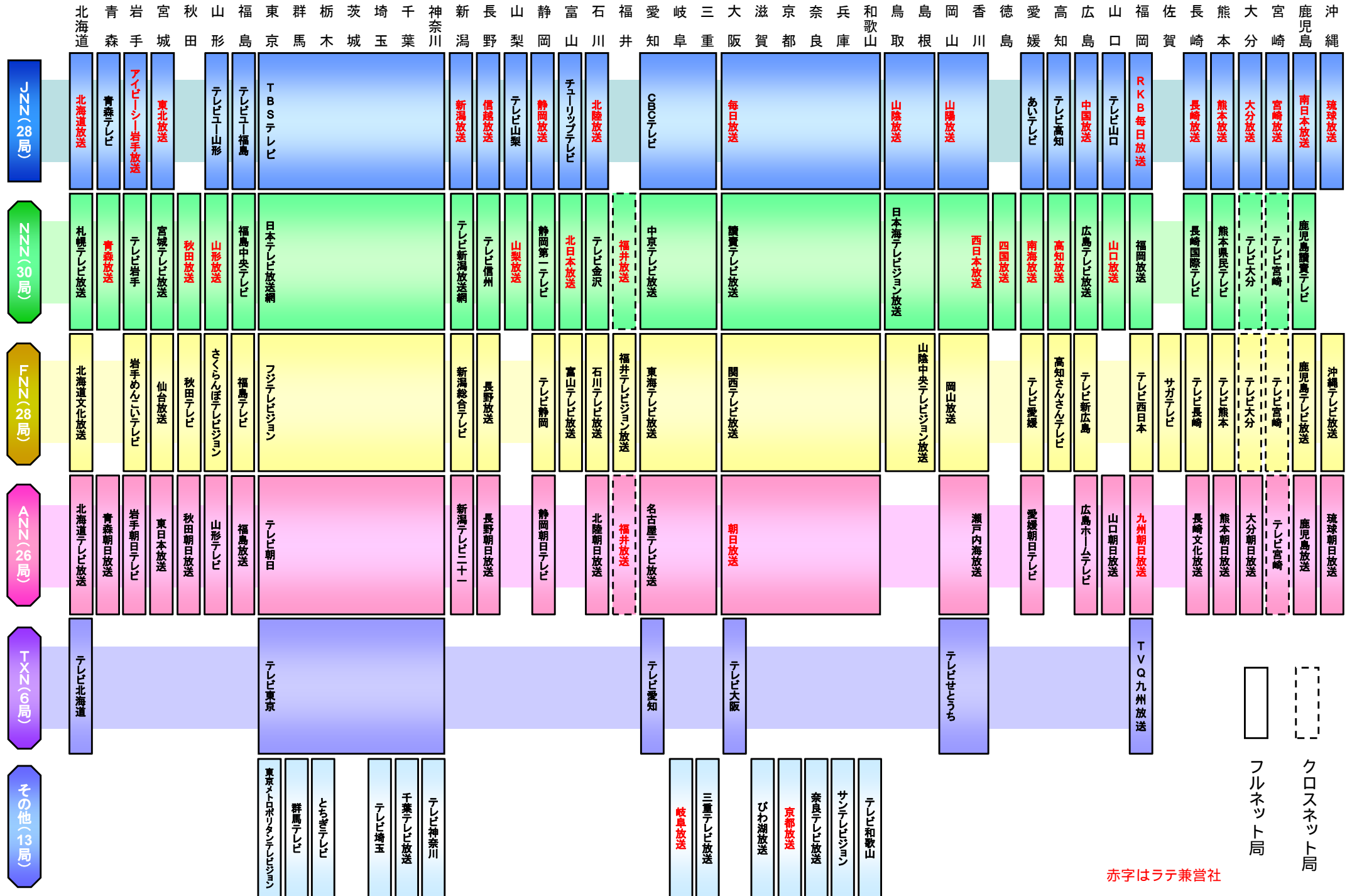
NHKが実施している主なインターネットサービス

開始年月	インターネット活用業務	概要
平成12年12月～	NHKオンライン	■ NHKオンラインにおいて、ニュースクリップ等の提供を実施。
平成20年12月～	NHKオンデマンド	■ 放送した番組を有料で配信(年間延べ約1万本の番組を提供)。 <ul style="list-style-type: none"> 放送終了後1～3週間の放送番組の「見逃し番組」とそれ以前の放送番組の「特選ライブラリー」があり、それぞれ単品と見放題パックを提供。
平成21年2月～	NHKワールド・オンライン	■ 外国人向け国際放送の同時配信を実施(スマートフォン、タブレット端末でも視聴可能)。 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月からはビデオ・オン・デマンド(VOD)サービスも開始。
平成23年3月11日～3月末	ニュース番組の同時配信	■ 東日本大震災の際に、震災関連のニュース番組の同時配信を実施。
平成23年9月～	らじる★らじる	■ NHKラジオ第1、ラジオ第2、FMの放送番組の同時配信を実施。
(ロンドン五輪) 平成24年7月28日～8月13日 (ソチ五輪) 平成26年2月7日～2月23日	五輪の放送対象外競技のライブストリーミング	■ 民放も含め放送されなかった競技の国際映像の同時配信を実施。
平成25年9月～	ハイブリッドキャストサービス	■ 放送と通信が連携した新たなサービス。時差再生映像、番組参加型コンテンツ、関連テキスト等の放送中の番組と連動するサービスを提供。

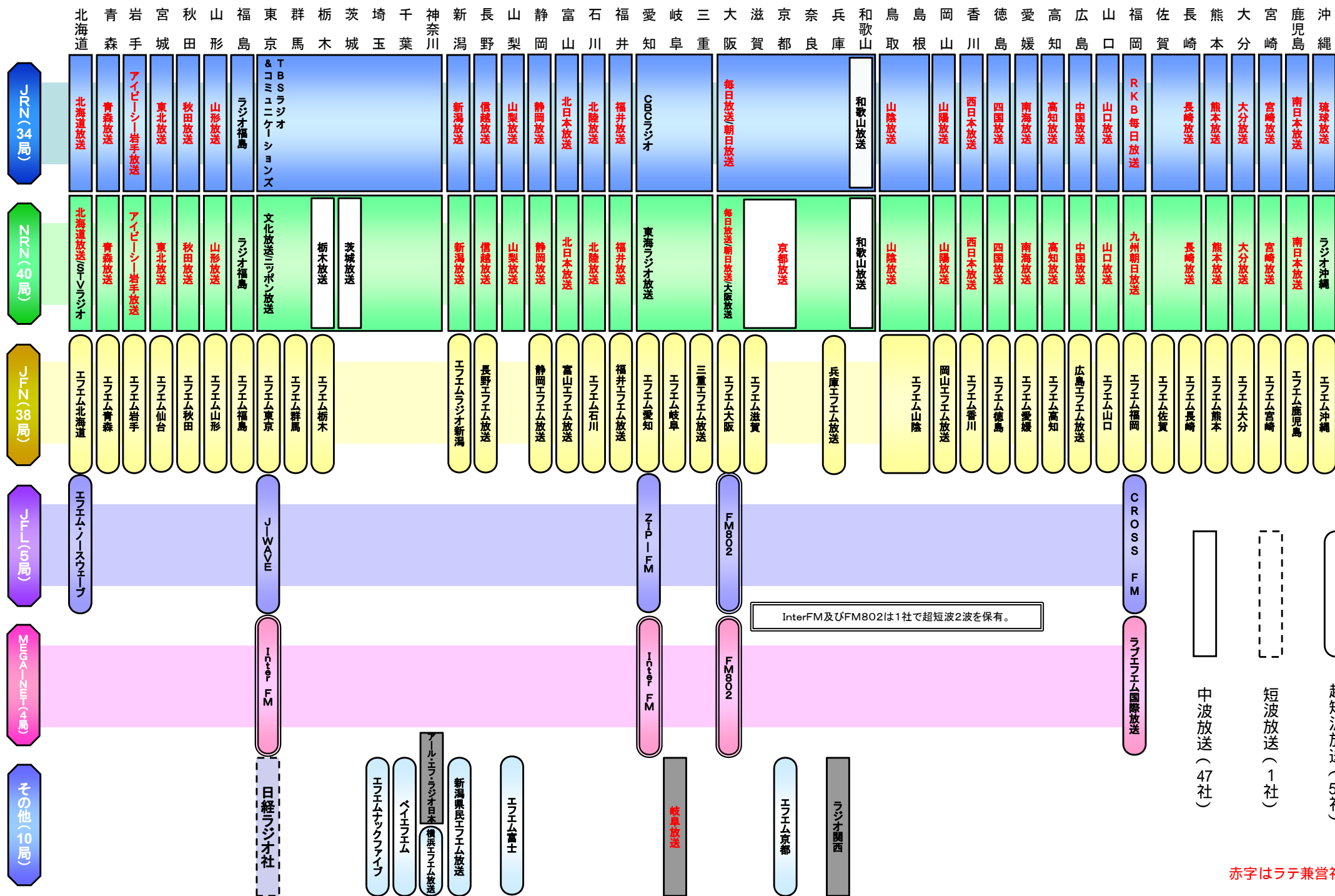
インターネット同時配信の検証実験

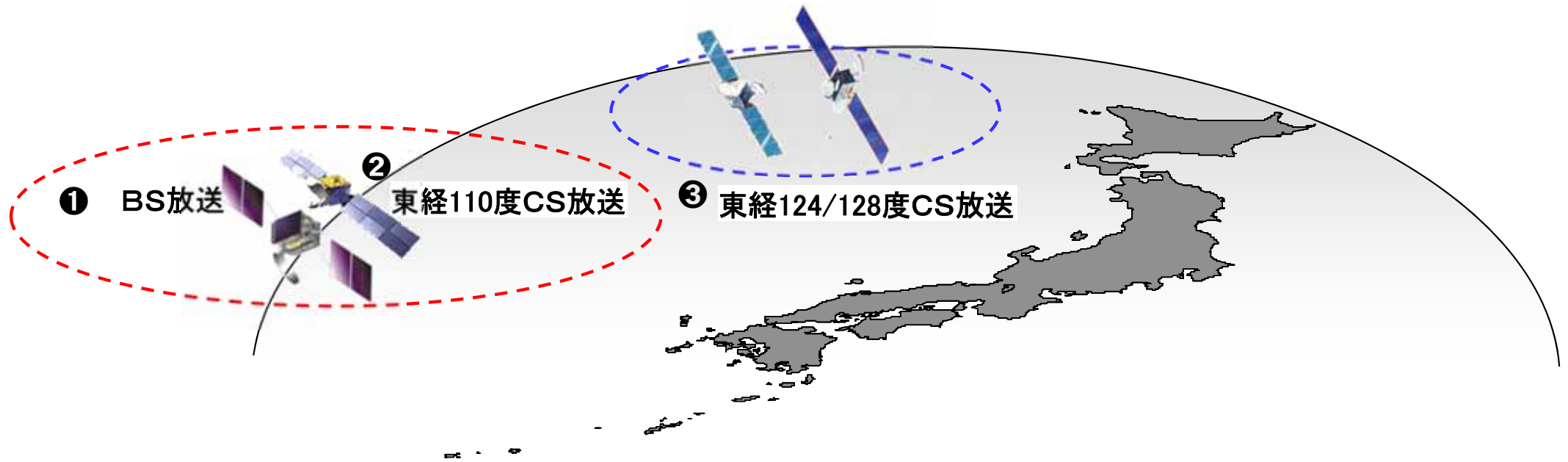
国内テレビ放送の同時配信については、大規模災害時の国内テレビ放送の同時配信の他、放送番組の「帯」でのインターネット同時配信を試験的に実施。

- 実施時期 平成27年10月19日(月)から同年11月15日(日)まで
- 提供内容 総合テレビジョンの午前7時から午後11時までの放送番組
- 参加予定者 放送受信契約者から1万人以内を募集



赤字はラテ兼営社





種類	① BS放送(東経110度)	② 東経110度CS放送	③ 東経124/128度CS放送
特性	<p>【基幹放送】 三波共用受信機(地上・BS・110度CS)・共用アンテナにより、より多くの視聴者が簡便に視聴可能</p>		<p>【一般放送】 ・視聴には、対応受信機・アンテナが必要</p>
番組数 (H27.10.1)	HD 28番組 SD 1番組	HD 21番組 SD 33番組	4K 3番組(試験放送1番組含む) HD 159番組
普及状況	NHK-BS契約件数 1,950万件 (H27.8月末) WOWOW加入者数 280万件 (H27.9月末)	スカパー！サービス 加入者数 217万件 (H27.9月末)	スカパー！プレミアムサービス 加入者数 123万件 (H27.9月末)

<BS>

1ch (11.72748GHz)		3ch (11.76584GHz)		13ch (11.95764GHz)		15ch (11.99600GHz)					
BS朝日 総合編成	BS-TBS 総合編成	WOWOW プライム 総合娯楽	BS Japan 総合編成	BS日テレ 総合編成	BSフジ 総合編成	NHK BS1	NHK BSプレミアム				
(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(23)	(21.5)				
5ch (11.80420GHz)		7ch (11.84256GHz)				9ch (11.88092GHz)		11ch (11.91928GHz)			
WOWOW ライブ 総合娯楽	WOWOW シネマ 総合娯楽	スター チャンネル 2 映画	スター チャンネル 3 映画	BSアニマッ クス アニメ	ディズ ニ ー チ ャ ン ネ ル 総合娯楽【SD】	BS11 総合編成	スターチャ ネル 1 映画	TwelV 総合編成	放送大学 大学教育放送	FOXスポー &エンター テイメント 総合娯楽	BS スカパー！ 総合娯楽
(24)	(24)	(13)	(13)	(16)	(6)	(18)	(15)	(15)	(16)	(16)	(16)
17ch (12.03436GHz)		19ch (12.07272GHz)			21ch (12.11108GHz)			23ch (12.14944GHz)			
(4K・8K試験放送を実施予定)		グリーンチャンネル 農林水産情報・ 中央競馬	J SPORTS 1 スポーツ	J SPORTS 2 スポーツ	イマジカ BS・映画 映画	J SPORTS 4 スポーツ	J SPORTS 3 スポーツ	BS釣りビジョン 娯楽・趣味	BS日本映画 専門チャンネル 映画	Dlife 総合編成	
(48)		(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	

放送番組数(平成27年10月1日現在)
HD28番組 SD1番組 合計29番組

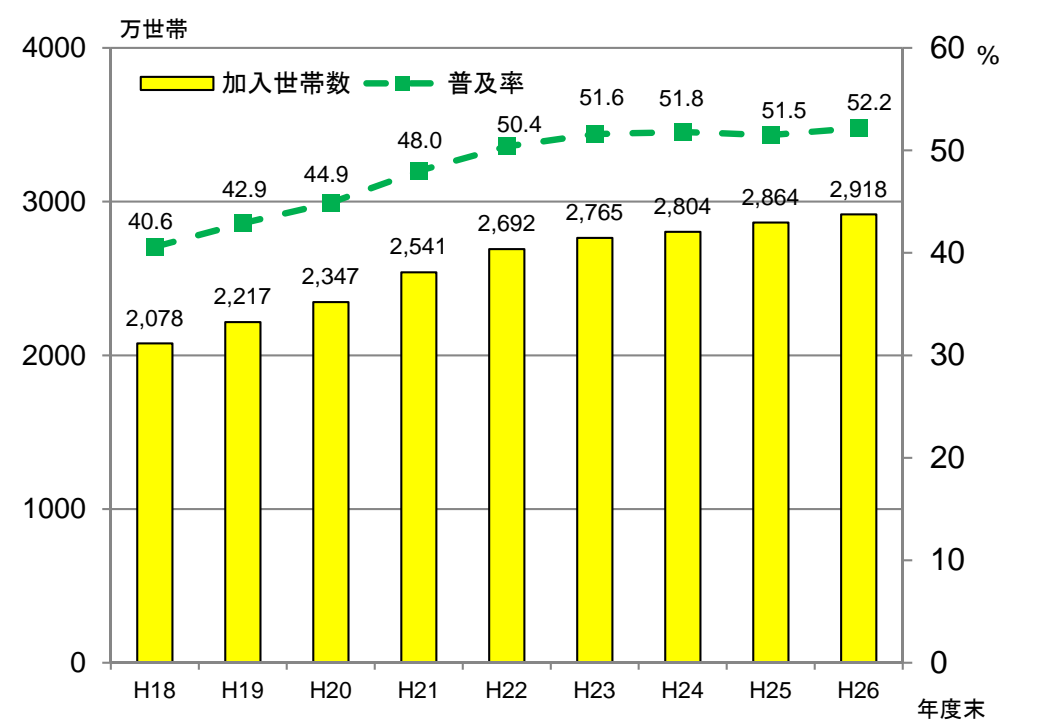
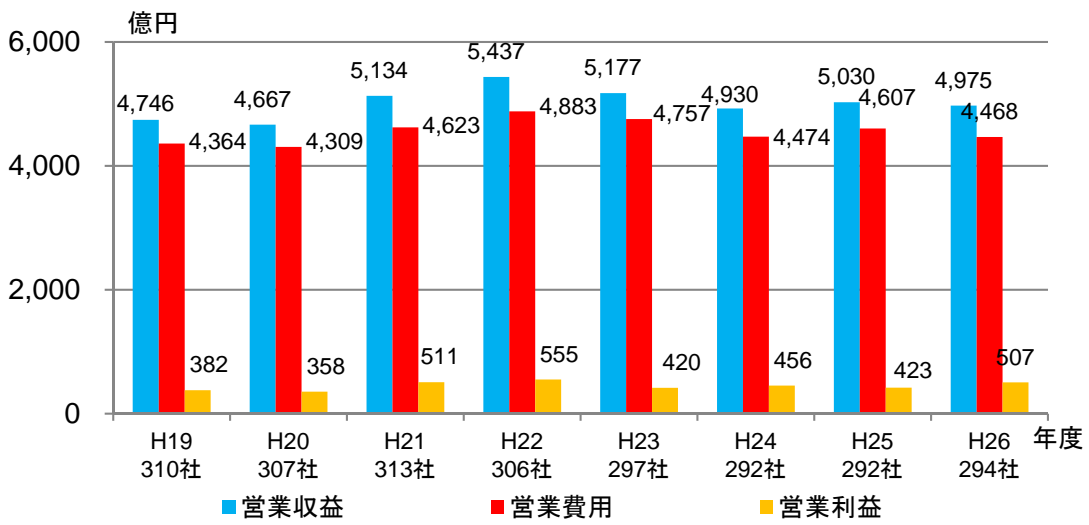
<東経110度CS>

ND2 (12.291GHz) シーエス・ワンデン			ND4 (12.331GHz) スカパー・エンター テイメント 映画放送 オンデマ ンド放送					ND6 (12.371GHz) サテライト・サービス インターロ カルディ ア				ND8 (12.411GHz) SCサテライト放送 衛星							
テレ朝チャンネル 【HD】 (16)	テレ朝チャンネル ドキュメン タリー 【HD】 (16)	テレ朝チャンネル 【HD】 (16)	スカパー1 【無料】 (12)	ザシキヤ (6)	チャンネル 【HD】 (48)	チャンネル (6)	チャンネル (32)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル (7)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル (8)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (6)
ND10 (12.451GHz) スカパー・エンターテイメント			ND12 (12.491GHz)			ND14 (12.531GHz)			ND16 (12.571GHz) シーエス・ワンデン										
スカパー0 【HD】 (16)	スカパー1 【HD】 (16)	スカパー2 (8)	スカパー3 (8)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル (12)	チャンネル (6)	チャンネル (10)	チャンネル (8)	チャンネル (8)	チャンネル (6)			
ND18 (12.611GHz) インタラクティブ			ND20 (12.651GHz) サテライト・サービス			ND22 (12.691GHz) スカパー・エンターテイメント			ND24 (12.731GHz) シーエス日本										
チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (14)	チャンネル (10)	チャンネル (6)	チャンネル 【HD】 (16)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (6)	チャンネル (14)	

放送番組数(平成27年10月1日現在)
HD21番組 SD33番組 合計54番組

最近の経営状況の推移を見ると、
 ○26年度は営業収益が減少したが、営業費用も減少した結果、営業損益は増加となった。
 ○26年度は単年度黒字の事業者数が減少し、その全体に占める割合も減少となった。
 ○一方、累積黒字の事業者数は増加し、その全体に占める割合も増加となった。

○平成27年3月末における登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受けるケーブルテレビ加入世帯数は、2,918万世帯、普及率は52.2%。
 ○また、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備数及び事業者数は、それぞれ680設備、520事業者。



年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
区分 [事業者数]	単赤・累赤	56	45	45	46	40	40	27	29
	割合	18.10%	14.70%	14.30%	15.00%	13.50%	13.70%	9.20%	9.90%
	単赤・累黒	7	9	9	10	8	10	7	17
	割合	2.30%	2.90%	2.90%	3.30%	2.70%	3.40%	2.40%	5.80%
	単黒・累赤	85	87	71	62	64	60	71	63
	割合	27.40%	28.30%	22.70%	20.30%	21.50%	20.50%	24.40%	21.40%
	単黒・累黒	162	166	188	188	185	182	187	185
	割合	52.30%	54.10%	60.10%	61.40%	62.30%	62.30%	64.00%	62.90%
事業者数	登録に係る自主放送を行う事業者数	531	531	535	521	551	545	539	520
	IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者	310	307	313	306	297	292	292	294

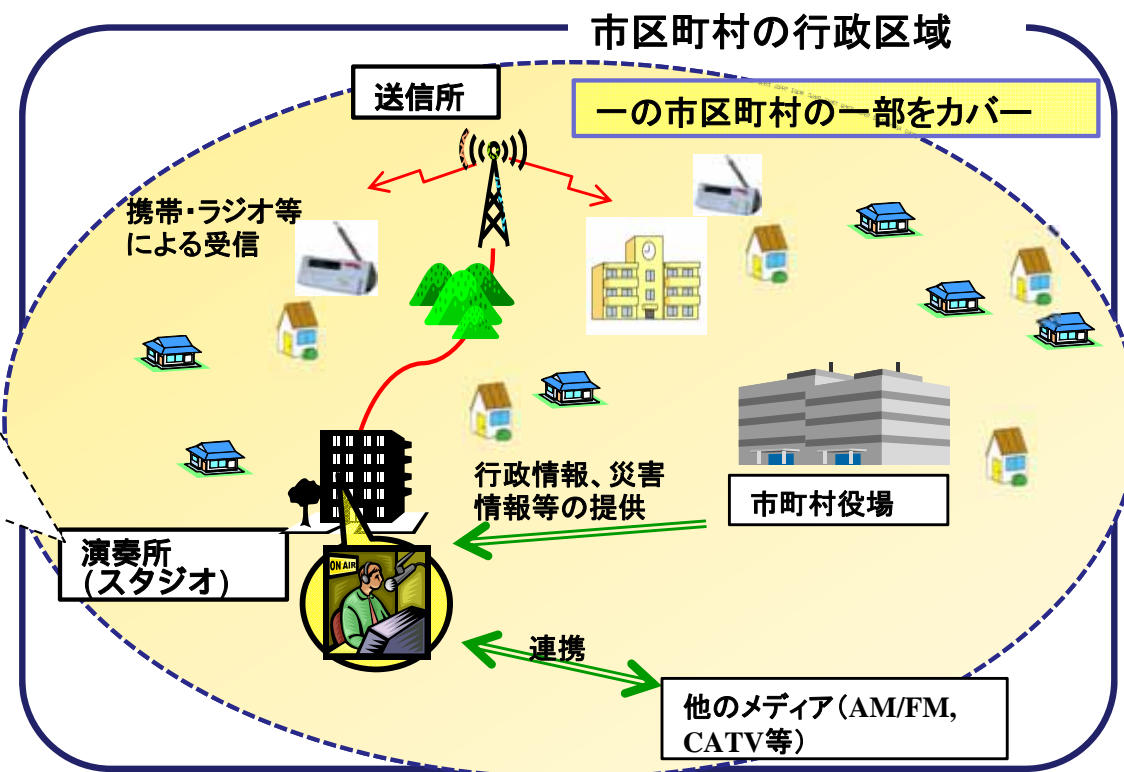
年度末	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
加入世帯数 (万世帯)	2,217	2,347	2,541	2,692	2,765	2,804	2,864	2,918
普及率 (%)	42.9	44.9	48.0	50.4	51.6	51.8	51.5	52.2

グラフ、「区分」欄の対象は、「登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者」。

- 「コミュニティ放送」は、地域の活性化等に寄与することを目的として、超短波(FM)放送により、地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供する地域密着型メディアとして平成4年1月に制度化。平成27年10月1日現在、46都道府県において294局が開局。
- コミュニティ放送の放送区域*は、一の市区町村の一部の区域としている。但し、地域的一体性がある場合においては、隣接する他の市区町村の一部の区域を併せて放送区域とすることが可能。
 - *放送出力(空中線電力)は、原則20W以下で必要最小限。
 - *放送区域は、概ね半径5～15km程度で、県域FMと同様に市販のFMラジオで聴くことが可能。
- コミュニティ放送は、広域・県域ラジオ局とは異なり非公示無線局と規定し、申請者自身で未利用(空き)周波数を見つけ、先に申請した者を先に審査する先願主義を採用。

【放送番組の例】

- 生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)
- 行政情報(市町村広報、市町村議会情報、災害情報等)
- 観光情報(観光地、観光施設、各種イベントの案内等)
- 報道(地域ニュース)
- 娯楽(音楽等)
- その他(コマーシャル)



字幕放送・解説放送等の普及目標の策定・各放送事業者の取組状況（実績）の公表

「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」

- ・平成29年度までの字幕番組・解説番組の普及目標を策定（平成19年）
- ・手話放送の普及目標等を追加（平成24年）

<p><字幕放送> 平成29年度までに普及目標の対象となる放送番組^(※1)の全てに字幕付与（NHK、地上系民放等） 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与</p>	<p>1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除くすべての放送番組。</p>
<p><解説放送> 平成29年度までに普及目標の対象となる放送番組^(※2)の10%に解説付与（NHK（総合）、地上系民放等）</p>	<p>2 7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組等を除くすべての放送番組。</p>
<p><手話放送> 手話放送の実施時間をできる限り増加（NHK） 手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う（地上系民放等）</p>	

字幕番組・解説番組等制作費の一部助成

- ・字幕番組、解説番組等の制作費（CM字幕チェック装置の整備費用を含む。）の一部助成により、各放送事業者の視聴覚障害者向け放送拡充への自主的な取組を促進

【字幕放送、解説放送、手話放送の実績（平成25年度）】

字幕放送

「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合

NHK総合	NHK教育	在京キー5局	在阪準キー4局	在名広域4局
84.8%	63.2%	95.5%	94.1%	89.2%

調査対象の2週（6月第1週及び12月第1週）における平均値。

総放送時間に占める字幕放送時間の割合

NHK総合	NHK教育	在京キー5局	在阪準キー4局	在名広域4局
72.3%	54.5%	52.3%	47.5%	44.4%

解説放送

「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」の普及目標の対象となる放送番組における解説番組の割合

NHK総合	NHK教育	在京キー5局	在阪準キー4局	在名広域4局
9.8%	13.6%	5.4%	5.5%	4.7%

総放送時間に占める解説放送時間の割合

NHK総合	NHK教育	在京キー5局	在阪準キー4局	在名広域4局
8.9%	12.0%	2.0%	2.0%	1.7%

手話放送

総放送時間に占める手話放送時間の割合

NHK総合	NHK教育	在京キー5局	在阪準キー4局	在名広域4局
0.2%	2.5%	0.1%	0.1%	0.1%

4 . 放送法の概要

目的

次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

主要な規律

○ 放送番組編集の自由

放送番組の編集には、原則として、他者(国を含む。)は介入できない。

○ 番組準則

放送番組の編集に関する最低限のルールとして、放送事業者は、①公序良俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実を曲げないですること、④多角的な論点を明らかにすることが求められている。

このほか、NHKには①公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与すること、②全国向けの放送と地方向けの放送をそれぞれ行うこと、③過去の優れた文化の保存と新たな文化の育成・普及に役立つことが求められている。

○ 番組調和原則

教養、教育、報道、娯楽の各番組をバランス良く放送する。

○ 番組基準・番組審議機関

放送事業者は、上記ルールを守るため、自ら定める番組編集基準に従って番組を編集しなければならない。なお、番組編集基準は、自社内に設ける「放送番組審議機関(外部有識者により構成)」という第三者的な組織により審議され、自己規律が働く仕組みとなっている。

また、第三者の立場から自主的に視聴者の人権擁護等を行うための組織として、BPO(放送倫理・番組向上機構)が存在。

○ 普及義務

放送普及計画によって定めた放送対象地域において、放送があまねく受信できるよう、難視聴を解消する努力義務。

○ マスメディア集中排除原則

言論の多様性・多元性・地域性を守るため、議決権の保有や役員の兼務を制限することにより、一の者による複数の放送事業者の所有・支配を制限。

○ その他

字幕放送の努力義務、訂正放送の義務、災害放送の義務、放送番組の一定期間保存義務、外資規制など

4 - 2 番組編集の基準

放送法

第1条【目的】

- ◆ 次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

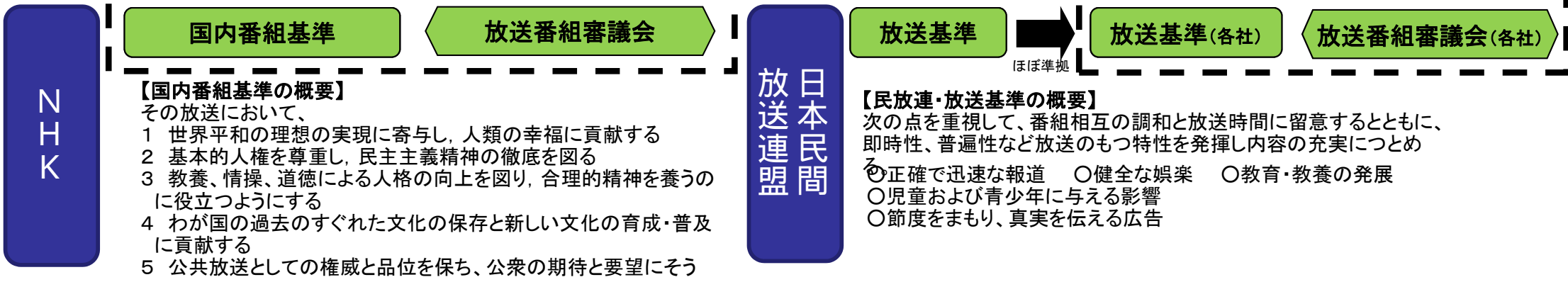
- ◆ 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項 (NHK・民放共通) 【番組準則】	第81条第1項 (NHKについて追加)	第106条第1項 【番組調和原則】	第5条 【番組基準の策定】	第6条 【番組審議機関の設置】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安及び善良な風俗を害しないこと ○ 政治的に公平であること ○ 報道は事実をまげないですること ○ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう最大の努力をすること ○ 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること ○ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

第107条による読み替え後の第6条【放送番組の種別等の公表等義務】*

- 放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間を公表しなければならない。
- 放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間を審議機関に報告しなければならない。

※対象となる放送
 基幹放送事業者のテレビジョン放送
 (特別な事業計画によるものを除く) 及びNHKの中波放送・超短波放送



放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。
(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

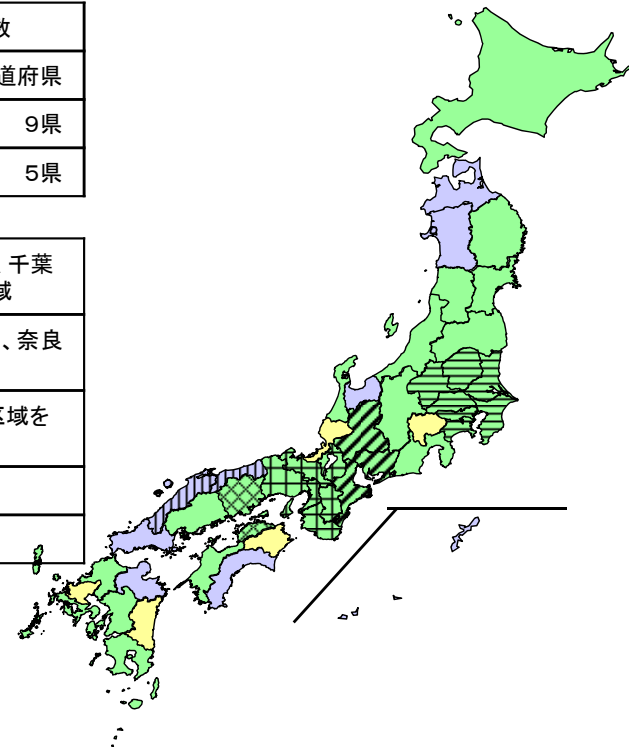
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上テレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 民間基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

		都道府県数
	4事業者以上	33都道府県
	3事業者	9県
	2事業者以下	5県

	関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
	近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



4 - 4 基幹放送による表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）

放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に
資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、
その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条（基幹放送普及計画）

基幹放送()をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、
基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

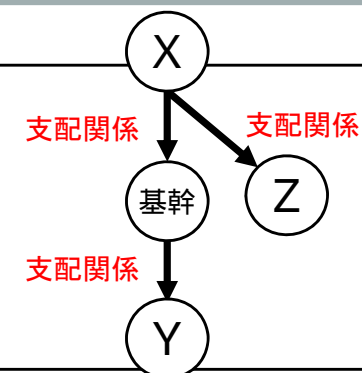
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

＜認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分＞（放送法第93条第1項第4号）

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者（X）
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者（Y・Z）



法律案の目的

地上デジタルテレビジョン放送への移行について、その円滑な実施を推進するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した放送の早期実現を図るため、所要の改正を行う。

改正事項の内容

(1) 受信機器購入等の支援に係る電波利用料の用途の拡大【電波法の改正】

経済的理由等により地上デジタルテレビジョン放送の受信設備を購入することが困難な者に対する支援を可能とするため、電波利用料の用途を拡大する。

(2) 移動受信用地上放送の実現のための制度整備

① 開設計画の認定制度の導入【電波法の改正】

移動受信用地上放送用の無線局について、事業者がその創意工夫により柔軟に設置できるよう、現在電気通信業務に適用されている開設計画の認定制度を導入する。

② 受託放送・委託放送制度の導入【放送法の改正】

移動受信用地上放送について、多くの事業者の参入機会を確保するため、現在衛星放送に適用されている受託放送・委託放送の制度を導入する。

施行期日

- ・上記(1)については、公布の日(平成21年4月24日)から施行。
- ・上記(2)については、平成22年4月23日に施行。施行後5年を経過した場合に、移動受信用地上放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとする見直し規定(附則)あり。

背景

- 平成18年3月の情報通信審議会において、地上デジタルテレビジョン放送への移行によって空くこととなる周波数帯に移動体向けの新たな放送サービスを導入することが決定。具体的にはV-High放送（207.5MHz～222MHz）及びV-Low放送（99MHz～108MHz）を想定。

法改正の概要

- ① 電波法の「開設計画の認定制度」の対象に「移動受信用地上基幹放送」をする無線局を追加。

携帯電話の基地局など電気通信業務用の無線局について導入されている「開設計画の認定制度」（認定を受けた者が、認定を受けた開設計画に係る周波数を使用する基地局の免許について排他的に申請することを可能とする制度）の対象範囲を、「移動受信用地上基幹放送」をする無線局にも拡大。

- ② 放送法において「移動受信用地上基幹放送」を制度化

「移動受信用地上基幹放送」を新たに設け、制度化。

現状

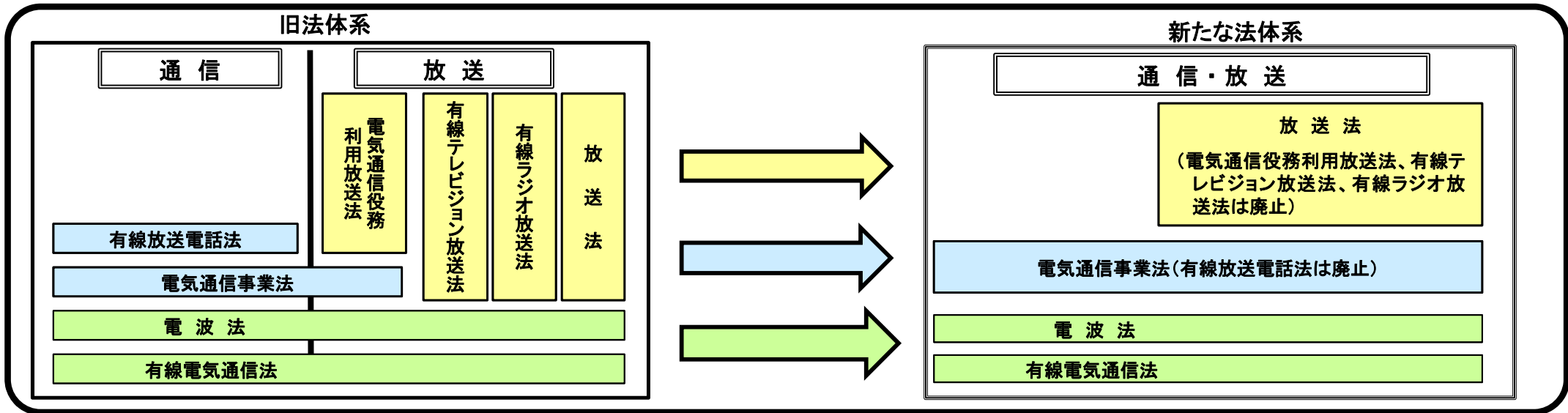
- V-High放送については、平成22年株式会社マルチメディア放送（現 株式会社mmbi）が認定を受け、平成24年4月から「NOTTV」のサービスが開始。平成25年12月には、V-High放送の参入希望状況等を踏まえ、移動受信用地上基幹放送がテレビジョン放送を行うことを可能とする等の制度整備を行い、平成27年4月から提供チャンネルが増加。
- V-Low放送については、平成26年7月にハード事業者である株式会社VIPが開設計画の認定を受け、インフラ整備を実施。ソフト事業者については、順次、認定申請を募集。

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を実施。(平成22年12月3日公布、平成23年6月30日完全施行)

改正内容

1. 通信・放送法体系の見直し: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに実施。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

※この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとする見直し規定(附則)あり。

背景

- ① 通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度整備の必要性。
- ② 新規サービスの創出や放送事業者の経営の選択枝の拡大等により、デジタル時代の技術革新のメリットが利用者に享受されることの必要性。

法改正の概要

- ① 制度の整理・合理化の一環として、放送を「有線」「無線」で区分した規律とせず、「基幹放送」と「一般放送」に大別し、規律の、統合化を措置。
- ② 基幹放送について、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）の一致を前提とした従来の制度に加え、これらを分離して参入すること希望する事業者のための制度整備を行い、両者が選択可能化。
- ③ 一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送について、規律を統合。

現状

- ① 各種放送の形態を踏まえ、「基幹放送」としては、地上のテレビ・ラジオ、移動受信用のマルチメディア放送、BS放送等、「一般放送」としては、ケーブルテレビや124/128度CS放送と整理。
- ② ハード・ソフト分離の体制に移行を決めた基幹放送事業者の例あり。

背景

- マスメディア集中排除原則は、放送がその社会的な役割を適切に果たすために欠かすことのできない「多元性」、「多様性」、「地域性」の確保を目的として定められたもの。
- 従来から省令で定められていたが、重要性を踏まえ法定化。

法改正の概要

- 「マスメディア集中排除原則」の基本原則（基幹放送の業務を複数兼営すること、基幹放送事業者を支配する者及び基幹放送事業者には支配される者は、基幹放送の業務を行うことを禁止）について法定化。
- 認定等の期間中に違反した場合には、総務大臣はその認定等を取り消すことができることとする制度整備も措置。

現状

- 平成26年、平成19年法改正事項の見直しの際に、経営基盤強化計画認定制度を創設及び認定放送持株会社の認定要件を緩和したことに伴い、所要の改正を措置（平成26年法改正についてP. 37～41を参照。）

背景

- 自然災害時に停電等が発生したことにより、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供することが求められている放送が長時間にわたり中止となる事故が発生。

(※)平成21年時点で、地上放送の親局クラスの停波による事故は、影響世帯数50万世帯以上が3件、1万世帯以上が9件発生している。うち、10時間以上の放送中止に至った事故は3件、1時間以上では6件発生。

法改正の概要

- 放送中止事故の再発防止等のため、放送の適正な品質や安全・信頼性を確保するための技術基準に係る制度整備を措置。
- 重大事故に関する総務大臣への報告義務に係る制度整備も措置。

現状

- 平成25年に技術基準に適合しているかも含めて判断した認定審査を実施。
- 放送の停止事故の発生状況(直近4年間)
 - 地上系・衛星系の放送(基幹放送及び衛星一般放送)の停止事故
平成23年度 495件(うち重大事故34件)、平成24年度 565件(うち重大事故38件)、
平成25年度 508件(うち重大事故33件)、平成26年度 487件(うち重大事故27件)
 - 有線一般放送の停止事故
平成23年度 98件(うち重大事故9件)、平成24年度 125件(うち重大事故5件)、
平成25年度 102件(うち重大事故12件)、平成26年度 113件(うち重大事故8件)

背景

- 放送法上、基幹放送については、放送が適切に社会的な機能・役割を果たすことができるようにするため、教養番組・教育番組、報道番組、娯楽番組を調和させるようにする「番組調和原則」が求められている。
- しかし、その運用が必ずしも明確ではないという課題が従来から指摘。

法改正の概要

- 番組調和原則の運用の透明性を図るため、放送事業者自らが放送番組の種別ごとの放送時間等を区分し、それを放送番組審議機関に報告し、公表する制度を整備。

(※)総合編成を行う基幹放送であり、地上テレビジョン放送や一部のBS放送が対象。

現状

- 番組調和原則の適用を受ける基幹放送事業者は、放送法施行規則(省令)に基づき、半年に一度、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組)ごとの時間・割合等について、各社のホームページで公表。
- テレビ通販番組についても、その割合が明示される形で公表。

背景

- 国民生活センターに寄せられた有料放送に関する苦情件数が、大幅に増加(※)。

(※)国民生活センターへの有料放送に関する苦情・相談件数

平成20年度 約3000件、平成15年度 約1500件、平成10年度 約 330件

苦情の内容は、訪問販売において「デジタル化でテレビが見られなくなる」などの不安を煽って契約を迫った事案等。

- 電気通信事業法には利用者保護規律が整備されている一方、放送法にはそのような規律がない中で、電気通信サービスと有料放送を兼業する事業者が増加。

法改正の概要

- 受信者保護の観点から、有料放送事業者等に以下の義務を課し、違反した場合には、総務大臣による是正命令などの担保を措置。

- ・有料放送業務の休廃止に係る受信者への事前周知義務(有料放送事業者)
- ・提供条件の概要の説明義務(有料放送事業者・有料放送管理事業者・契約代理店等)
- ・提供条件に対する苦情等の処理義務(有料放送事業者・有料放送管理事業者)

現状

- ICTサービスの高度化・多様化・複雑化の進展に伴い、利用者からの苦情・相談件数は依然として多数。
- 平成26年12月、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」において、情報通信分野における消費者保護ルールの見直し・充実等に係る答申を受け、平成27年5月、放送分野における受信者保護に係る制度整備を実施。施行日は未定。)

具体的に、①書面の交付・初期契約解除制度の導入、②不実告知・勧誘継続行為の禁止等、③代理店に対する指導等を措置。詳細は、P. 42を参照。

背景

- 地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争が多様化・複雑化し、事案が増加。紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決を行う制度の必要性。

法改正の概要

- 事案の程度に応じた多様な紛争解決手続を選択可能とすることにより、紛争の迅速、円滑かつ専門的な処理を図るため、従来からの総務大臣による「裁定」制度に加えて、電気通信紛争処理委員会による「あっせん」及び「仲裁」制度を新設。
従来から紛争解決を専門的に取り扱ってきた電気通信紛争処理委員会の機能を活用したもの。

現状

地上テレビジョン放送の区域外再放送に係る紛争は減少傾向にあり、「あっせん」「仲裁」に至る事案は少数。

(※) あっせんの実績	平成23年3件、平成24年2件、平成25年0件、平成26年3件
仲裁の実績	なし
裁定の実績	平成23年10件、平成24年0件、平成25年1件、平成26年0件

趣旨

近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、経営基盤強化計画の認定に係る制度を創設し、認定放送持株会社の認定の要件を緩和するとともに、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務についても規制緩和を行う。(平成26年6月27日公布)

※ 平成19年放送法改正の附則において、法施行5年後の検討・見直しが求められていることを受けたもの。

主な改正事項

民放関係

- (1) 放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設
- (2) 認定放送持株会社の認定の要件の緩和

NHK関係

- (3) 国際放送の番組の国内放送事業者への提供業務の恒常化等
- (4) NHKのインターネット活用業務の拡大

施行期日

平成27年4月1日施行((3)の一部については公布の日)

趣旨

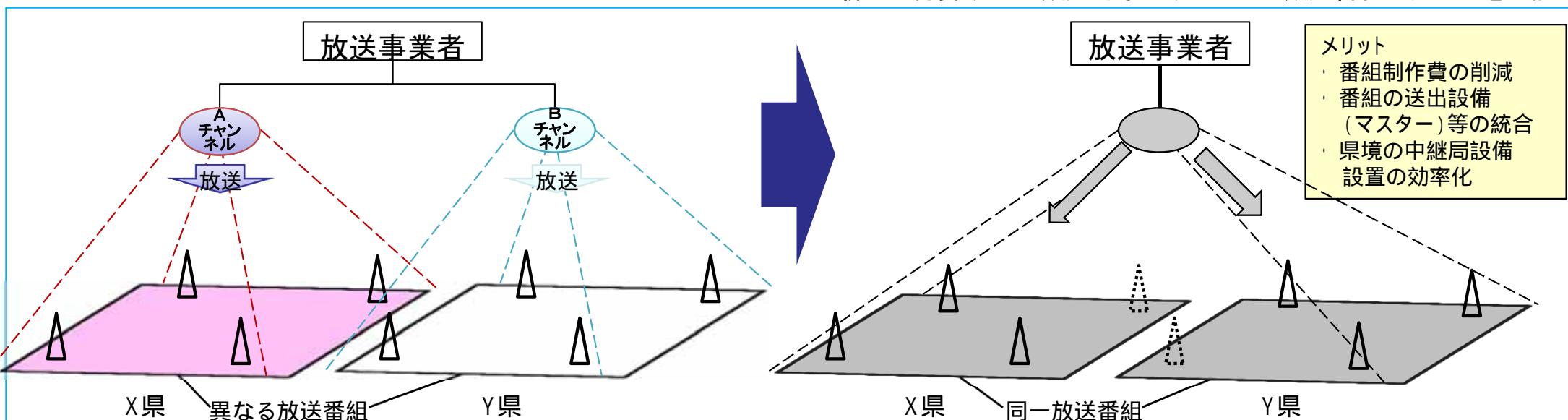
地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が悪化する中、経営基盤の強化に取り組む事業者の放送が、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして存続できるようにするための制度を創設する。

改正内容

- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる地域を、放送の区分ごとに「指定放送対象地域」として総務大臣が指定することができることとする。（第116条の2）
 - 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等による収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けることができることとする。（第116条の3、第116条の4）
 - 計画の認定を受けた者に対する放送法・電波法の特例措置を規定。
 - ・ 再免許等の審査に際し、経理的基礎審査を免除。（第116条の5）
 - ・ 異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とする。（第116条の6）
- (※) 地域性確保のための代替措置(例:災害時に当該地域向け放送を行う体制の確保)を求める。
- ・ 認定を受けた基幹放送事業者については、役員兼任規制における兼任割合の緩和を特例として認める。（省令で規定）

現行制度: 放送対象地域ごとに異なる放送をすることが前提

新たな制度: 異なる放送対象地域において放送番組の同一化を可能に



背景

地域経済の低迷等により、ローカル局において、株主等を地元で確保することが困難化。

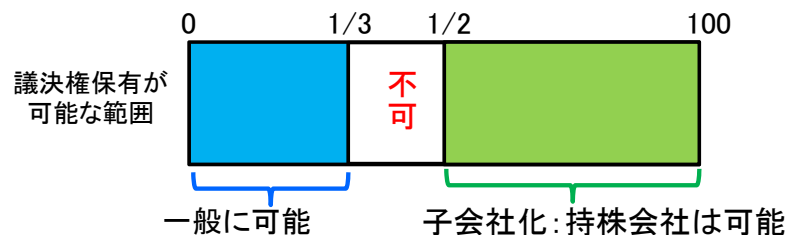
改正内容

- マスメディア集中排除の一般原則（議決権保有は1/3まで）は堅持しつつ、持株会社制度のもとで議決権保有が可能な範囲を拡大。
（第158条第2項、第159条第1項等）

現行制度

議決権の保有：

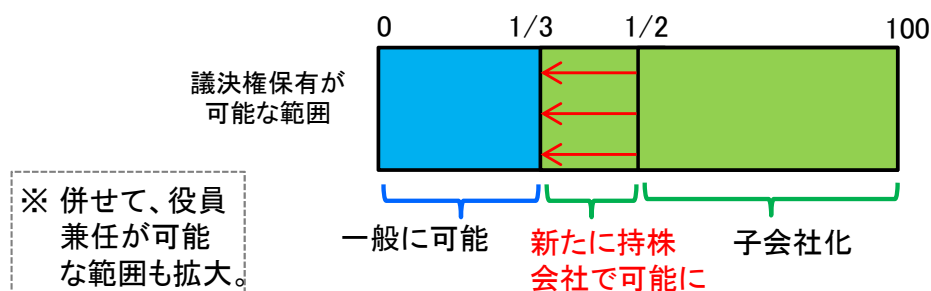
- ・ マスメディア集中排除原則では**1/3まで可**
（注）放送対象地域が異なる場合
- ・ 持株会社は**1/2超100%まで（子会社化）可**
（注）最大12まで



改正案

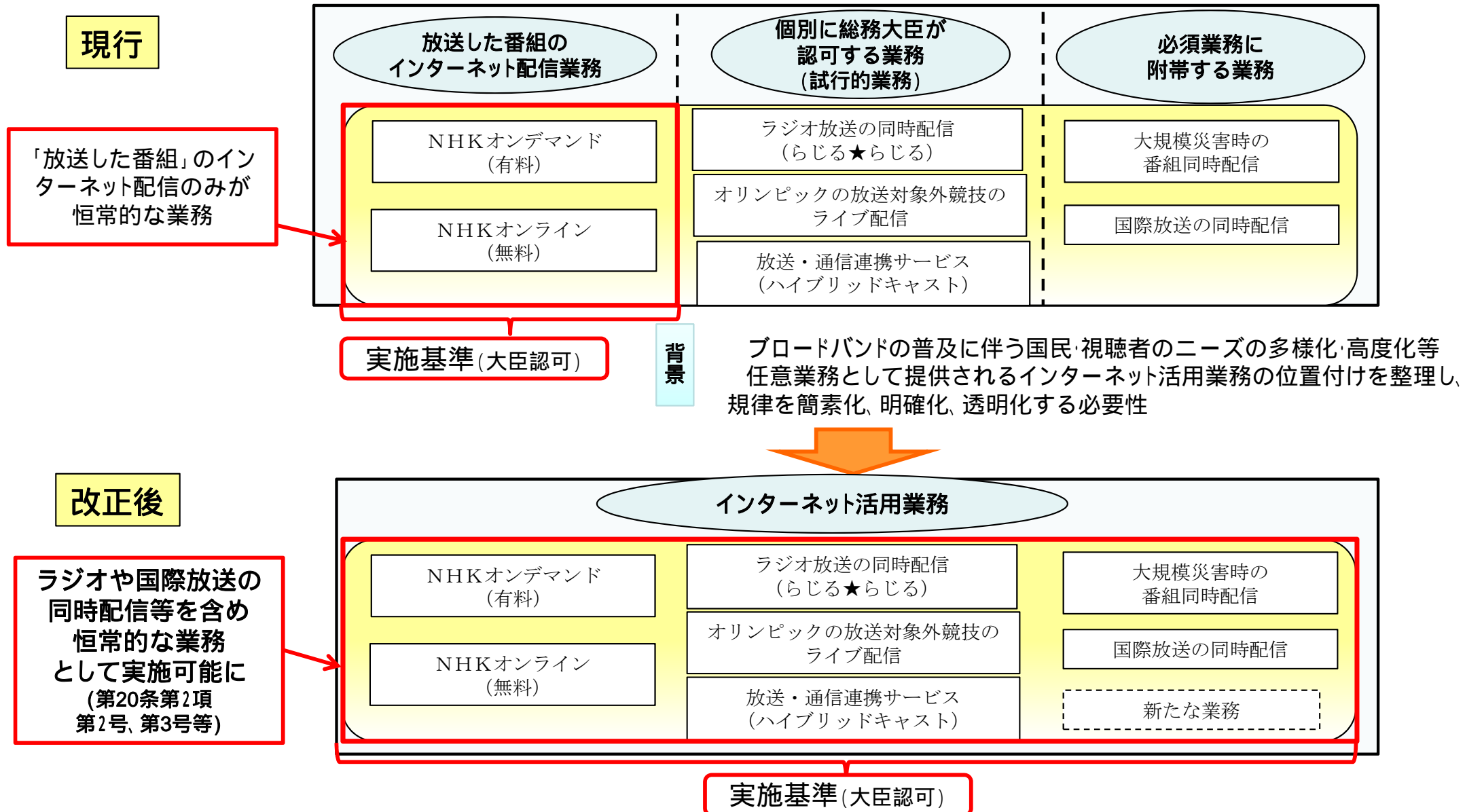
持株会社による株式引受けを拡大

- ・ マスメディア集中排除原則の一般原則（1/3まで可）は変更せず。
- ・ **持株会社は1/3超1/2以下の議決権保有も可能化。**
（注）1/2超の保有を含め最大12まで



○ その他の規制の見直し

- ・ 認定放送持株会社の資産要件の緩和（第159条第2項第3号）
※ 総資産の1/2超：子会社基幹放送事業者等の「株式」→ 株式その他傘下の放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産
- ・ マスメディア集中排除原則における役員等の定義の一層の明確化・柔軟化等（第2条第31号、第32号等）
※ 企業ガバナンスの態様や法人制度の多様化等を踏まえ、役員等の概念を明確・柔軟に規定できるようにする。



総務大臣の認可を受けてNHKが定める実施基準に従い実施するものとし、認可基準(公共性があること、規模が過大でないこと等)を定める。事後的な規律を導入する。(第20条第9項、第10項)

実施基準が認可基準に適合しなくなった場合における認可の取消しを法定するとともに、認可の取消しにより利用者に不測の不利益が生じないように総務大臣による実施基準の変更勧告を前置することとする。(第20条第11項、第12項)

NHK自身が少なくとも3年ごとに業務の実施状況の評価を行うよう努めることとする。(第20条第13項)

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成二十六年五月二十七日衆議院総務委員会）

政府及び日本放送協会は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 基幹放送事業者が認定経営基盤強化計画に従って放送番組の同一化を行う場合において、地域性が著しく後退しないよう講ずる地域性確保措置については、政府において、有効な当該措置となり得る典型例を示すなど、透明性や予見可能性を高めるための取組を行うこと。
- 二 認定放送持株会社の認定の要件の緩和については、マスメディア集中排除原則が放送の多元性・多様性・地域性の確保に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれないよう十分に配慮すること。また、複数の情報メディアを支配することにより、表現の多様性が損なわれないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。
- 三 認定放送持株会社が傘下に置くことが可能な基幹放送事業者の範囲を拡大することにより、ネットワーク系列内での資本的つながりが強化されることとなるが、地域性の確保の観点から、政府は、ネットワーク系列ローカル局における番組の自社制作比率が低下しないように留意すること。
- 四 政府は、協会がインターネット活用業務を行おうとするときに定める実施基準の総務大臣の認可に関し、国民・視聴者や利害関係者からの意見、苦情等については適切に対応すること。また、協会は、インターネット活用業務について、少なくとも三年ごとに行うとされている実施状況評価を着実に実施すること。
- 五 世界各地での協会のテレビ国際放送（NHKワールドTV）の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況であることから、協会は、国際放送の番組の質の向上等に務め、認知度向上に一層努力すること。また、海外の受信環境の整備等については協会による取組だけでは自ずと限界があることから、我が国の情報発信強化のため、政府全体として支援すること。
- 六 日本特有の文化や流行を海外に発信することが、海外需要開拓支援の推進、ソフトパワー外交の基盤となることから、放送コンテンツのインターネット配信について、日本の放送局や番組製作会社と周辺産業の連携、新規参入の促進等を進めること。
- 七 災害放送をはじめとする地域情報のさらなる充実を図るため、周波数逼迫地域等における新たな周波数確保など、コミュニティ放送の一層の普及を図ること。

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成二十六年六月十九日参議院総務委員会）

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、民間放送事業者の経営状況が厳しい環境にある中で、我が国の放送が、今後とも持続可能な経営環境の下、放送の地域性、多元性等が適切に確保され、災害情報の提供等、国民・視聴者に対し、重要な公共的役割を果たしていくことが可能となるよう、特段の配慮を行うこと。
- 二、特定放送番組同一化を行うに当たっての地域性確保措置については、事業者の自主自律により、適切な措置が講じられるよう、政府は、放送番組に対する住民のニーズを十分見極めつつ、透明性・予見可能性を高めるための取組を行うこと。
- 三、認定放送持株会社の認定要件の緩和については、マスメディア集中排除原則が放送の多元性、多様性、地域性の確保等に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、同原則の趣旨が損なわれないよう十分に配慮すること。特に、要件緩和によるグループ経営基盤の強化後においても、引き続き放送の地域性が確保されるよう、系列ローカル局における自社制作番組比率の維持等に留意すること。また、同原則については、特定事業者による情報メディアの複数支配により、表現の多様性が損なわれないよう、今後の通信と放送をめぐる環境変化に応じて、総合的な検討を行うこと。
- 四、協会のインターネット活用業務については、その実施基準の認可及び認可基準の策定に当たって、利害関係者はもとより、広く国民・視聴者の意見を聴取し、寄せられた意見等に適切に対応すること。また、協会は、同業務について、事業計画及び業務報告書への明記や同業務の勘定に係る財務諸表の公表などにより、その透明性を確保するとともに、少なくとも三年ごとに行う実施状況評価を着実に実施し、評価結果に基づき業務改善に取り組むこと。
- 五、海外における協会のテレビ国際放送については、協会は、その認知度向上に向け、番組の質の向上や受信環境の整備等に一層努めるとともに、政府は、我が国の情報発信強化のため、協会の行う受信環境整備の取組に対して一体となって必要な支援を行うこと。
- 六、放送コンテンツについては、日本文化等の海外への発信が、海外需要の開拓や我が国の国際的地位向上に資することから、放送局や番組製作会社と周辺産業の連携の推進、コンテンツ二次利用に係る権利処理の円滑化、海外における「放送枠」の確保等、放送コンテンツの海外展開の促進のための措置を講じること。
- 七、災害放送を始めとする地域情報の更なる充実を図るため、周波数逼迫地域等における新たな周波数確保など、コミュニティ放送の一層の普及を図るとともに、ラジオ放送事業者と地方公共団体の連携の推進に努めること。

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)や「情報通信審議会答申」(平成26年12月)を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法、電波法と併せて、放送法の改正を実施
- 放送法では、有料放送サービスの受信者の保護のため、① 書面の交付・初期契約解除制度の導入、② 不実告知等・勧誘継続行為の禁止、③ 代理店に対する指導等の措置について、新たな規定を整備。制度の概要は以下のとおり。(電気通信サービスについても、電気通信事業法で同様の改正を措置)

① 書面の交付・初期契約解除制度の導入

○ 書面交付義務

(改正放送法第150条の2)

契約の締結後に、個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者に対し、契約締結書面の交付を義務付け

○ 初期契約解除制度

(改正放送法第150条の3)

料金等が複雑で理解が困難といった特性があるサービスについて、受信者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

- 契約後に、料金等を熟慮する期間を設けることで、自らに適したサービスを安心して選択し利用できる環境を整備

② 不実告知等・勧誘継続行為の禁止

○ 不実告知等の禁止

(改正放送法第151条の2第1号)

有料放送事業者及びその代理店に対し、料金などの受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

- 事実でないことを信じた結果、望まない契約をしたり、契約の解除が困難となる事態を防止

○ 勧誘継続行為の禁止

(改正放送法第151条の2第2号)

有料放送事業者及びその代理店に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨等の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

- 執ように勧誘された結果、望まない契約を締結してしまうことを防止

③ 代理店に対する指導等の措置

○ 代理店に対する指導等の措置

(改正放送法第151条の3)

契約時の提供条件の説明[※]など、代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

- 有料放送事業者が代理店の業務に関する研修、監査等を行うことにより、受信者が自らに適したサービスを安心して選択できる環境を整備

※ 提供条件の説明： 現行制度上、有料放送事業者及びその代理店は、サービスの提供を受けようとする者に対し、料金等の提供条件の概要を説明する義務(パンフレットで可)が課されている。

■ 公布 : 平成27年5月22日

■ 施行 : 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

5 . 最近の動向

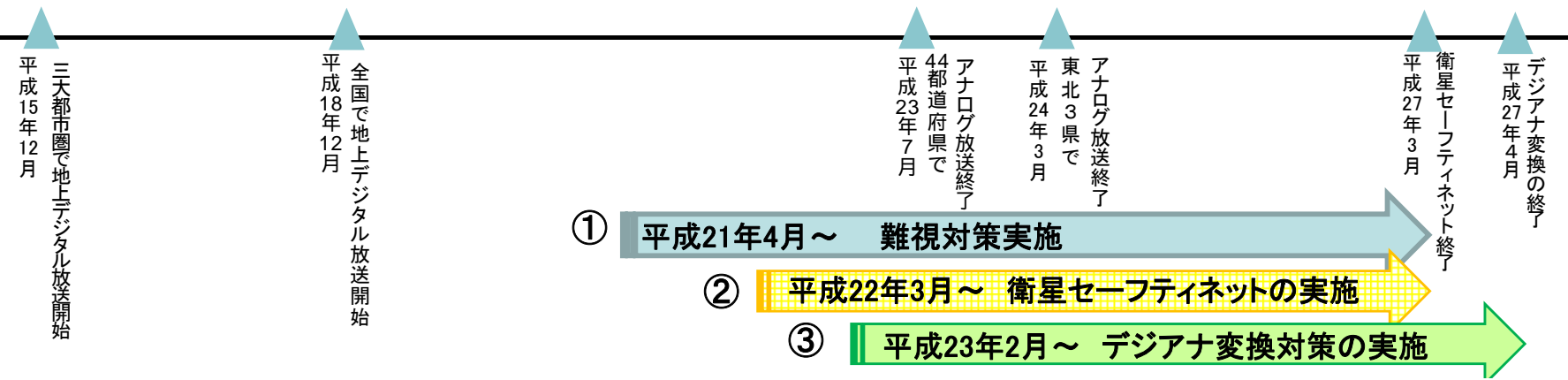
5 - 1 デジタル難視対策等の完了

デジタル難視対策の完了、衛星セーフティネットの終了等

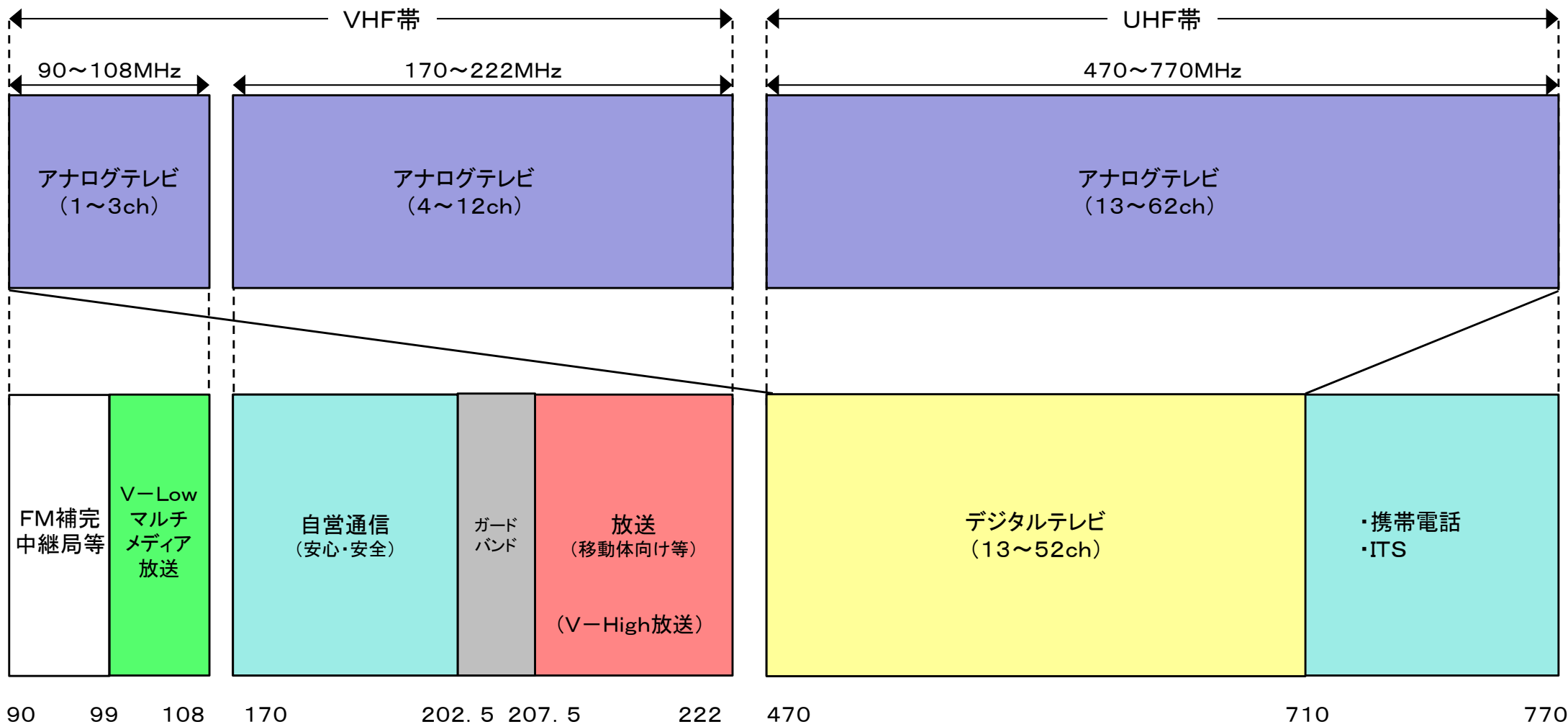
- ① アナログ放送終了後の課題であった「デジタル難視」全体(新たな難視、デジタル化改修共聴、デジタル混信)の対策実施世帯数は、全国で約27.5万世帯。これらについて、平成27年3月末までに対策が完了。
 - ② 対策完了までの間暫定的に実施していた「衛星セーフティネット」(ピーク時には約11万世帯が利用)については、終了の告知をテレビ画面表示や文書送付により丁寧を実施。混乱なく、予定どおり平成27年3月末に放送を終了。
- 福島原発避難区域(被災13市町村)については、避難区域解除等による避難住民の帰還状況に応じて適時適切な対策を実施するため、平成27年度以降も継続実施。
 - デジタル混信(外国波等他の電波の影響による受信障害)については、今後も一部地域において発生する可能性があるため、当面の間、混信が発生した場合の受信相談や対策を実施する体制を平成27年度以降も継続。

ケーブルテレビのデジアナ変換対策の終了

- ③ デジアナ変換サービスを実施していた454施設・331事業者(デジアナ変換視聴可能世帯 約2,571万世帯 (平成27年1月時点))について、平成27年1月末から4月末までに全て終了。



「移動受信用地上基幹放送」とは、「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの」(放送法第2条第14号)であり、地上デジタル放送への移行により生み出された周波数で行われる移動体向けの新しい放送サービス。



V-Lowマルチメディア放送は、携帯端末や車載型の受信機で、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数に対して同時に情報を提供することができる「放送」という機能を有する新たなメディアである。また、公共向けのデジタルサイネージへの利用も可能である。全国7つの地方ブロックを対象とし、地域密着の生活情報や安心安全情報等を放送する。

リアルタイム型放送

■ 全ての視聴者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送

カーナビ
スマートフォン
防災ラジオ
タブレット端末

蓄積型放送

■ 受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送

タブレット端末
デジタルサイネージ
自動販売機
スマートフォン

映像、音響、データ等の様々な情報を組み合わせて放送することが可能。

平成25年 9月 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・
制度整備に関する基本的方針」の公表 (9月27日)

12月 制度整備に係る改正省令等公布・施行 (12月10日)

【ハード事業関連】

平成25年12月 ハード事業者の認定申請の募集 (12月25日～2月3日)

平成26年 7月 全国7地域※について (株)VIP (ハード事業者)の開設計画を認定 (7月15日)
(※ 北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄)

平成27年 6月 九州・沖縄地域の親局予備免許の交付 (6月12日)

7月 関東・甲信越地域の親局予備免許の交付 (7月10日)

10月 近畿地域の親局予備免許の交付 (10月16日)

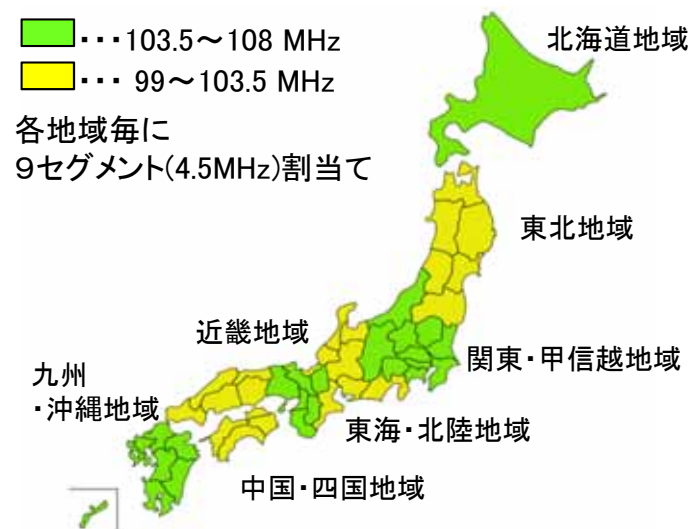
→ その他の無線局も申請され次第、審査し、予備免許を交付

【ソフト事業関連】

平成27年 6月 九州・沖縄地域及び関東・甲信越地域のソフト事業者の認定申請の募集 (6月11日～7月10日)

申請のあったソフト事業者

関東・甲信越	…	東京マルチメディア放送(株) (6セグ)
九州・沖縄	…	九州・沖縄マルチメディア放送(株) (6セグ)



平成27年 9月 近畿地域のソフト事業者の認定申請の募集 (10月1日～11月2日)

10月 九州・沖縄地域及び関東・甲信越地域のソフト事業者の
認定に係る電波監理審議会への諮問・答申 (10月14日)

→ その他の地域も無線局の免許申請状況を踏まえ、
順次ソフト事業者を募集、審査、認定

1. 政府全体としての戦略

○「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度:66.3億円)の約3倍に増加させる」
 (「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定))

2. 体制の確立

○平成25年8月 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)設立
 → 放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の推進体制の確立

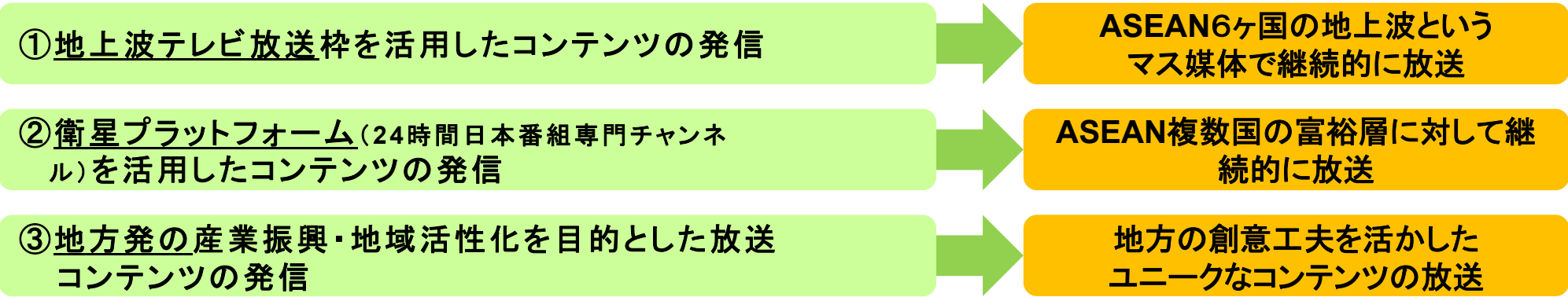
3. モデル事業の推進

○BEAJの協力の下、日本の魅力あるコンテンツを継続的に発信するモデル事業を実施
 (平成25年度補正予算「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」: 21億円)

基本戦略

- 当面は、アジア等の新興国を最重要地域と位置づけ
- 国家戦略としての「ビジット・ジャパン戦略」、「クール・ジャパン戦略」に貢献
- 地域の幅広いプレイヤーを巻き込み「地方の創生」を目指す

上記の基本戦略に基づき、以下の3つのタイプのモデル事業を実施



5 - 6 放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツ海外展開の目指すもの

放送コンテンツ
の国際展開

様々な分野への波及

- 外国人観光客の誘致
- ファッション、日本食文化の紹介
- 伝統工芸品・先端技術のアピール等

国家戦略への貢献

「ビジット・ジャパン戦略」

「クール・ジャパン戦略」

「地方の創生」

これまでの取組(例)

◆マレーシア

「Welcome To The Railworld」(日テレ)

- 日テレとマレーシアMedia Primaによる共同製作。日本各地の観光地や食・文化を、マレーシア人タレントが鉄道を通じて紹介。
- 取材地選定等で観光庁・JNTOから協力。また、高速鉄道のPRを目的として新幹線を取材。



番組で取り上げた新幹線

◆インドネシア

「Yokoso JKT48」(電通)

- JKT48()が日本各地の魅力を紹介する旅・情報番組を日本のキー局・地方局が協力し製作。

※JKT48: ジャカルタを中心に活動するインドネシアの女性アイドル。秋元康プロデュース。



日本での収録模様

◆タイ

放送コンテンツビジネスマッチング会議

- 高市総務大臣のバンコク訪問(4月29日～5月2日)にあわせて、日・タイの関係者から双方のニーズ把握や共同製作等に向けたビジネスマッチングを実施。

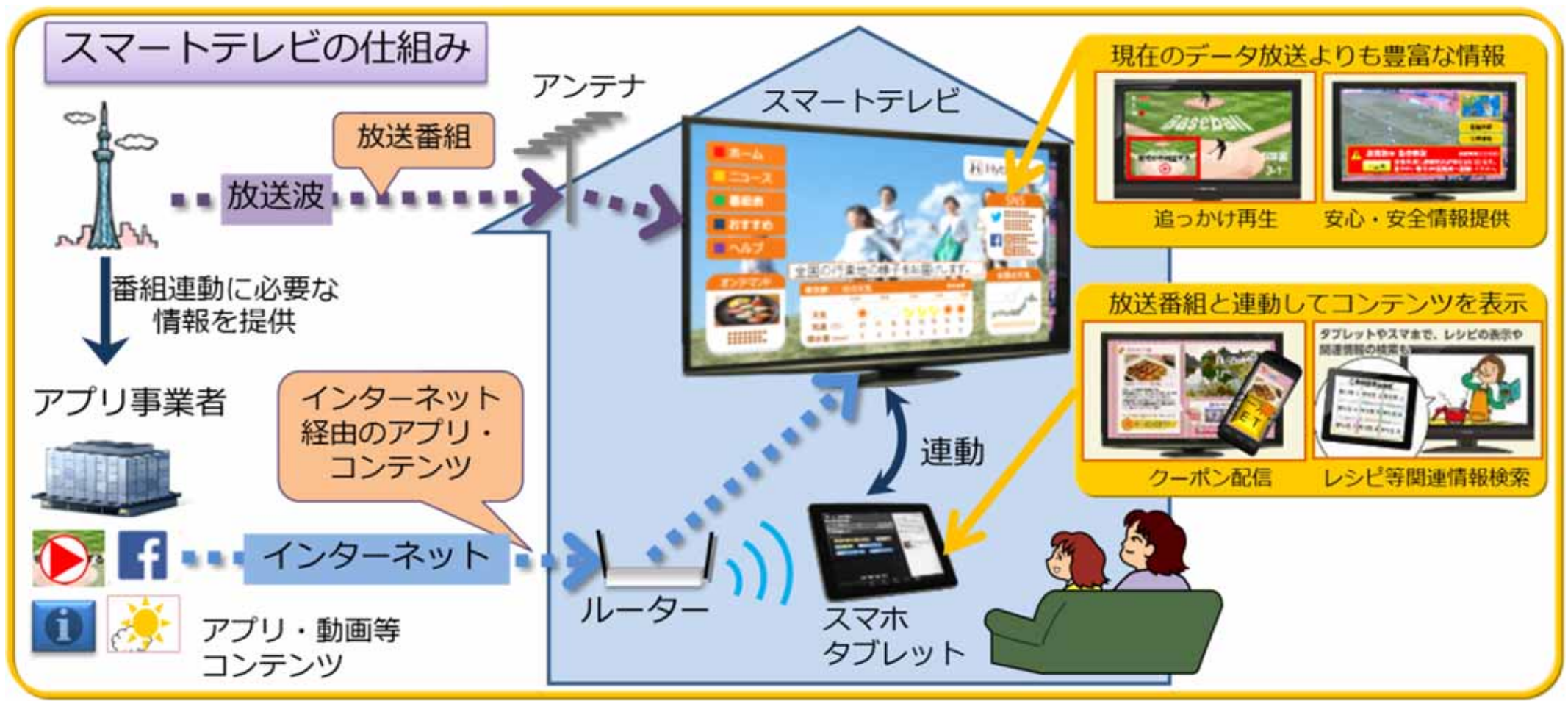


会場の様子

地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業(H26補正)

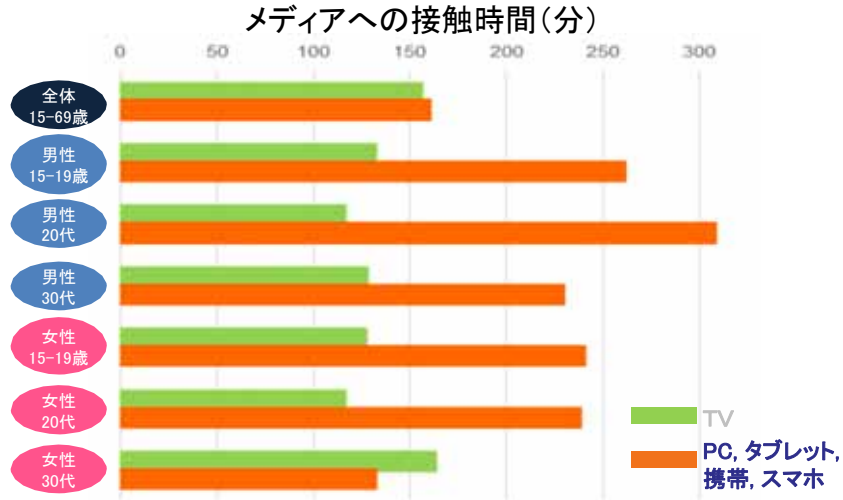
- 関係省庁(総務省・経産省・外務省・観光庁)が密接に連携しながら、コンテンツ製作・現地化(字幕付与等)から海外での発信・プロモーション活動まで、一体的、総合的かつ切れ目なく支援を実施(16.5億円(4省庁合計で109.9億円))。

- スマートテレビとは、インターネット経由の豊富なアプリやコンテンツが放送番組と連動してわかりやすく表示可能なテレビ。
 - スマホやタブレットとの連携も可能であり、例えばテレビを見ながら、放送番組に関連する詳細な情報や動画を表示することが可能。
- 参考：2013年9月よりNHK、2014年より一部民放がスマートテレビサービス「ハイブリッドキャスト(放送通信連携技術を用いた放送)」の24時間サービスを開始。



日本におけるインターネットシフト、スマホシフト

インターネット利用時間がテレビ視聴時間よりも長時間化するとともに、動画をスマートフォンで視聴するユーザが増加しているなど、インターネットシフト、スマホシフトが進んでいる。



出所) 博報堂DYメディアパートナーズ(2014年)



出所) ニールセン(2014年)

スマートテレビの普及予測

2020年度には1,339万世帯にスマートテレビが普及する見込み。



出所) 野村総研 ITナビゲータ2015

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

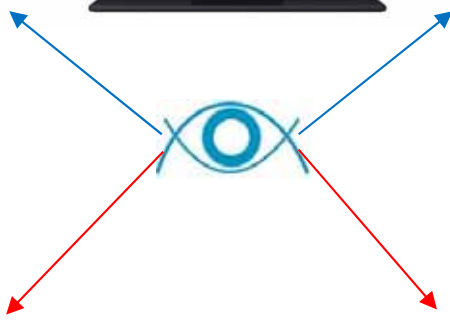
	解像度	画面サイズ(例)	実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $(1,920 \times 1,080)$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ等 	テレビ (HDTV:地デジ等)
4K	 <p>2Kの4倍 約800万画素 $(3,840 \times 2,160)$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p>	50インチ等 	映画・実用放送・VOD (デジタル制作・配信)
8K	 <p>2Kの16倍 約3,300万画素 $(7,680 \times 4,320)$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ等 	実験段階 (パブリックビューイング)

- 大画面化とスマートテレビ化により、「本体映像」と「関連情報」を一画面で見る視聴形態が拡大する可能性。
- こうした新たな視聴形態への対応には、4K・8Kによる高精細化が不可欠。

現行ハイビジョン(2K)



4K / スマートテレビ



本体映像＝画面全体
画面全体を視聴

本体映像＝画面の一部
関連情報とともに視聴

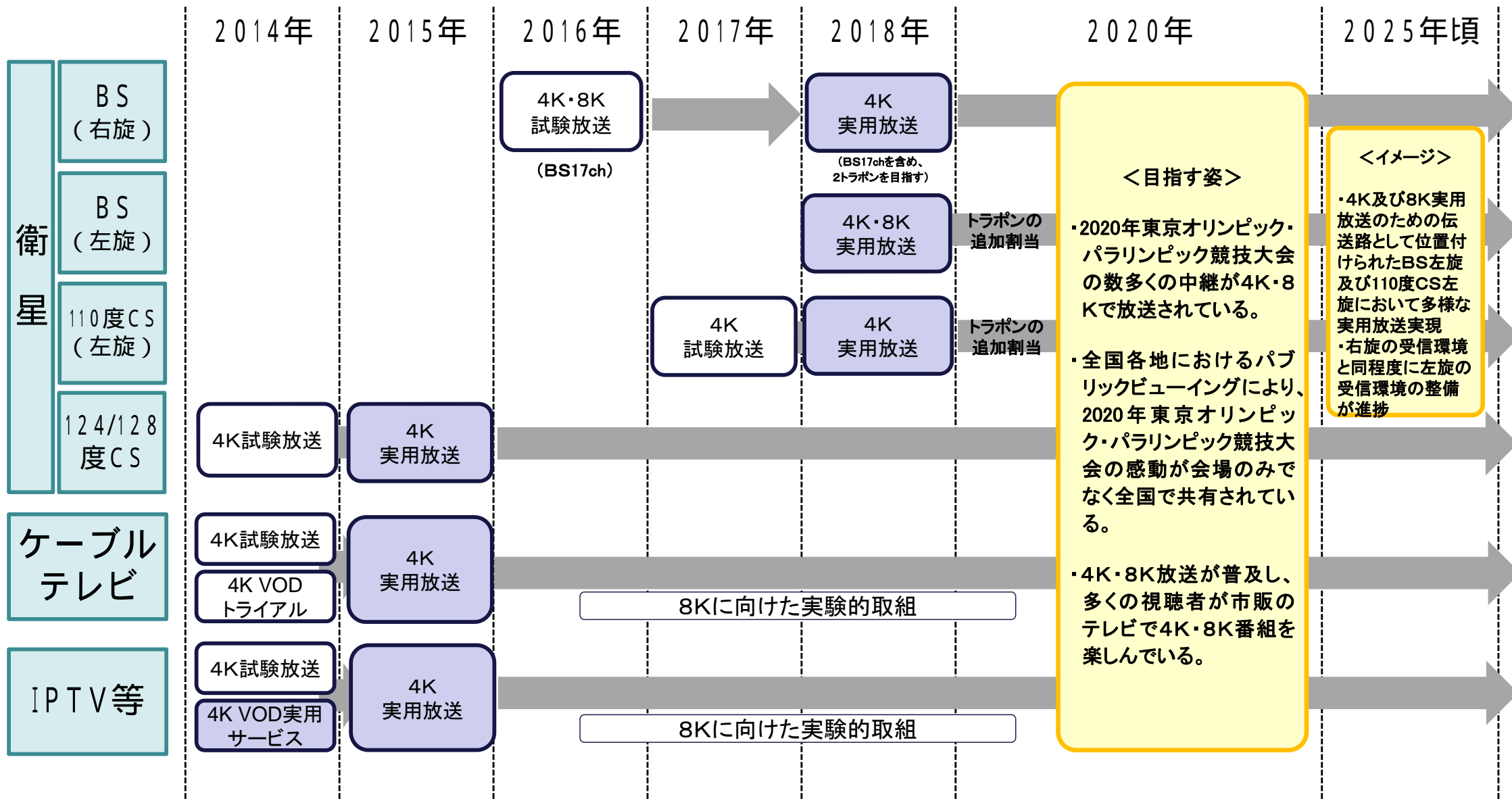
シーンの一部分を見るには
(コンテンツ側で)
ズームする必要

シーンの一部分も
画面に近づいて
精細な画像で視聴可能



- 高精細な映像により、視野角が大幅に広くなり、高い臨場感を体感。
- 画面からの視聴距離が近くなっても、高画質で視聴可能。高い実物感を体感。

* 画像はホームページより転載



(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

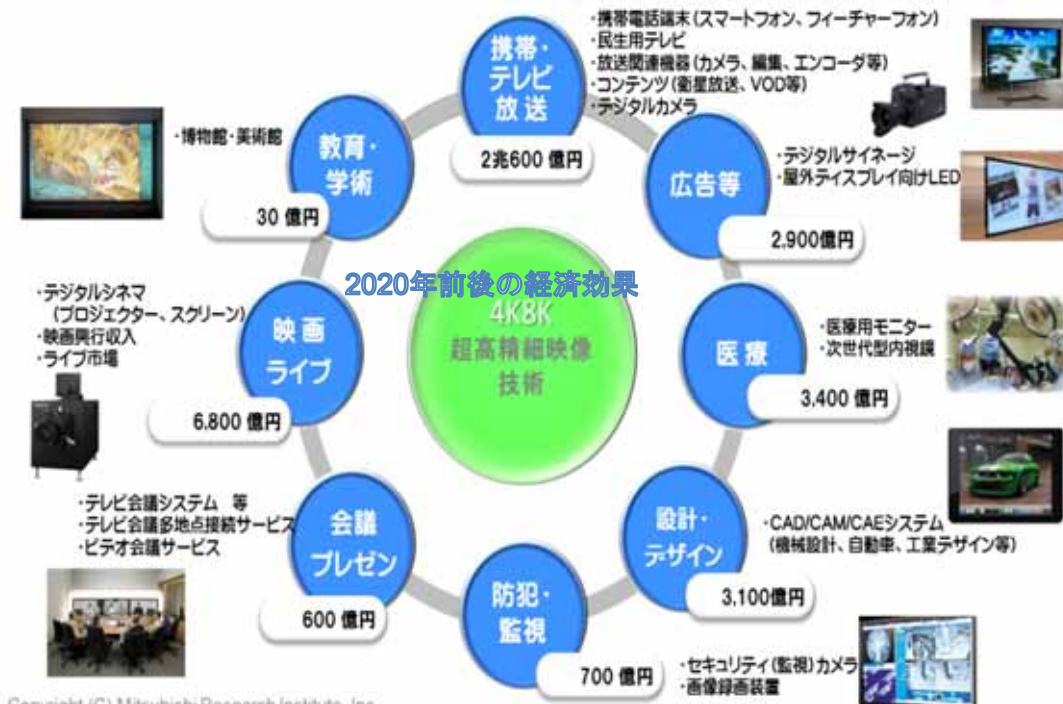
(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

■ 「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 第二次中間報告」(2015年7月改訂)において、4Kテレビの普及予測及び4K・8Kの経済効果の試算を公表。

■ 4Kテレビは、2020年時点で約2,600万台普及し、国内の世帯普及率は約50%と予測。

- 4K・8K技術の国内における潜在市場規模(2020年前後の直接効果)は約3兆8000億円程度。
- 4K・8K技術の国内経済効果(直接効果+間接効果)は約9兆円。
- 2013年~2020年の国内経済効果は累計36兆円程度、2013年~2025年では累計81兆円程度と推計。



Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

注: 世帯当たり平均所有台数は考慮せず
 出典: JEITA実績値(2013年~2014年)、JEITA予測値(2015年~2019年)、MRI予測値(2020年~2030年)を基に、買替年数及び買替率を独自に設定し推計。
 Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

○ 世界中で多くの人々がテレビ観戦を楽しむオリンピックは、テレビ受信機の需要が高まる機会であるとともに、放送技術の進展においても重要な役割を果たしてきた。

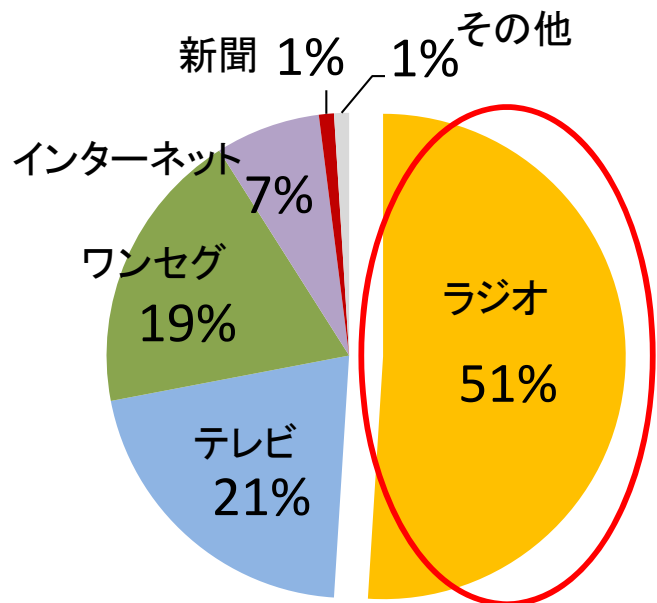
年	オリンピック	導入された主な放送技術の内容
1964	東京	カラー放送*1、衛星国際中継*2、スローモーションVTR、マラソンの生中継、接話マイク等 *1:開会式及びバレーボール、体操、柔道など8競技 *2:衛星中継で米国に伝送。米国からビデオテープが欧州等に空輸され、21カ国で放送
1972	札幌(冬季)	全競技をカラー放送で放映
1988	ソウル	ハイビジョン中継の導入
1992	バルセロナ	ハイビジョン中継の本格化 デジタル放送導入(日本は未開始)
1996	アトランタ	スーパースローモーションの導入
1998	長野(冬季)	大半の競技がハイビジョン映像に
2004	アテネ	ハイビジョン国際共同制作の実施
2008	北京	全競技がハイビジョン映像に(中国で地上デジタル放送開始)
2012	ロンドン	スーパーハイビジョンの伝送実験(パブリックビューイング) 3D放送
2014	ソチ(冬季)	ハイブリッドキャストによるタイムシフト等の実施

(参考:日本の放送の状況)

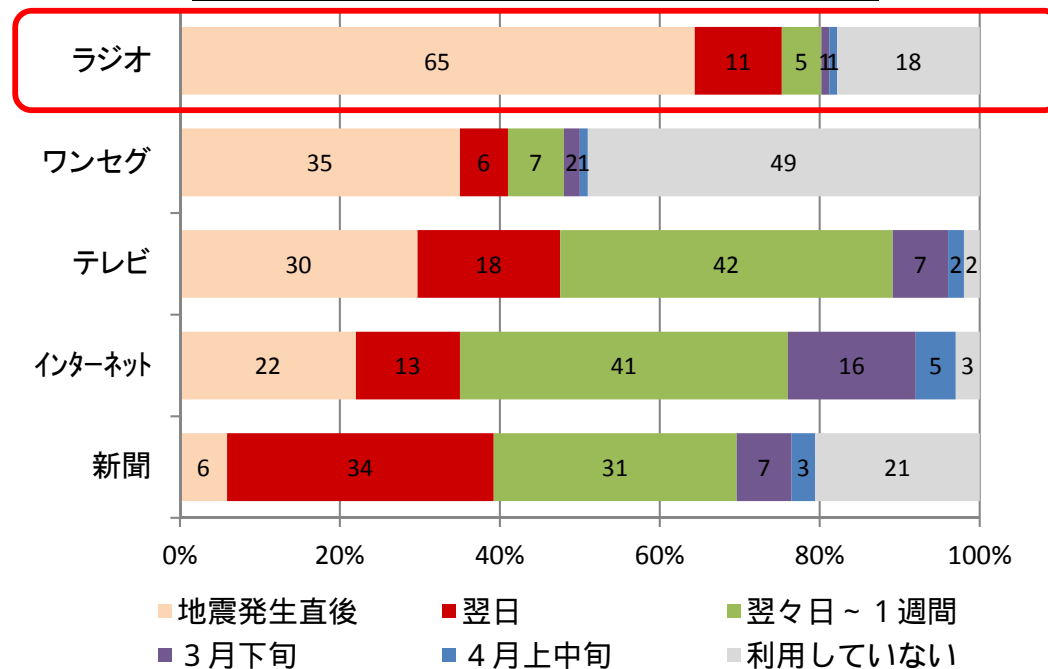
1953	テレビ、本放送開始 (NHK、日本テレビ放送網)
1960	NHK、カラー放送開始
1971	NHKの全放送がカラー化
1989	衛星放送(本放送:アナログ)開始
1991	ハイビジョン(アナログ)試験放送開始
1994	ハイビジョン(アナログ)実用化試験放送開始
2000	BSデジタル放送開始
2003	地上デジタル放送開始
2011	BSアナログ放送、地上アナログ放送終了(被災3県除く)
2012	地上デジタル放送移行完了
2014	4K試験放送開始(CS、CATV、IPTV)
2015	4K実用放送開始(CS、IPTV、CATV(12月予定))

東日本大震災の際は、発生直後から、テレビ・ラジオともに特別編成番組へ移行。長期間にわたり、被災情報、安否情報、生活情報など、必要とされる情報を提供し続けた。

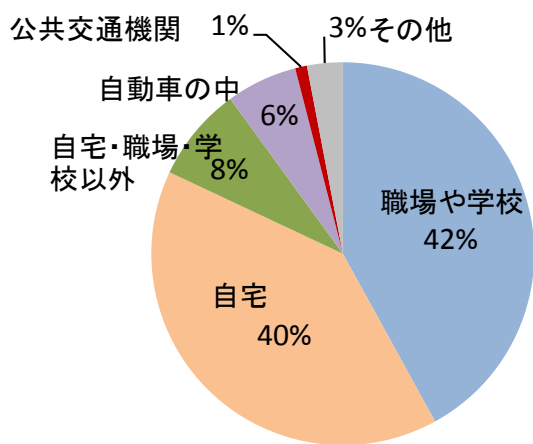
◆地震発生後、最初に利用したメディア



◆震災後の利用メディアと利用開始時期



◆地震発生時の居場所



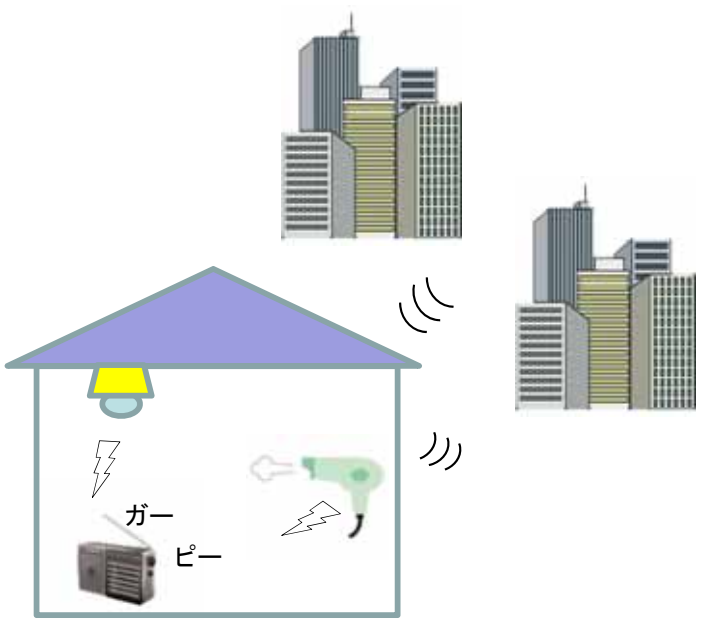
- ・震災1時間後、家中の電池をかき集めてラジオのニュースを聞いた。(青森・男20代)
- ・避難した小学校では底冷えがひどく、寒さをまぎらわすためにラジオを聞いた。眠れない深夜に人の声を聞き続けることで安心できた。(宮城・女20代)
- ・メディアはラジオしかなく、地震速報、被害状況、道路事情など錯綜する情報が断片的に伝えられるのみで、沿岸部に関する有益な情報は得られなかった。(宮城・男40代)
- ・停電が続いたので家族みんなでコタツに入り、懐中電灯の灯りの中でラジオの地震情報を聞いた。普段からよく聞いていて聞きなれた声なので安心感があった。(岩手・女20代)

NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2011年9月号より
 ・2011年5月25日～6月3日実施
 ・岩手、宮城、福島、青森、茨城在住 18～49才男女(調査会社のモニターから抽出) 計3152名

- 電子機器等の普及や建造物の構造の変化(高層化・堅牢化)により、都市部においてラジオの難聴が生じている。また、山間部や離島等地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在。
- 特に、AMラジオは、周波数及び伝送方式の特性から外国波による混信を受けやすい。

都市型難聴

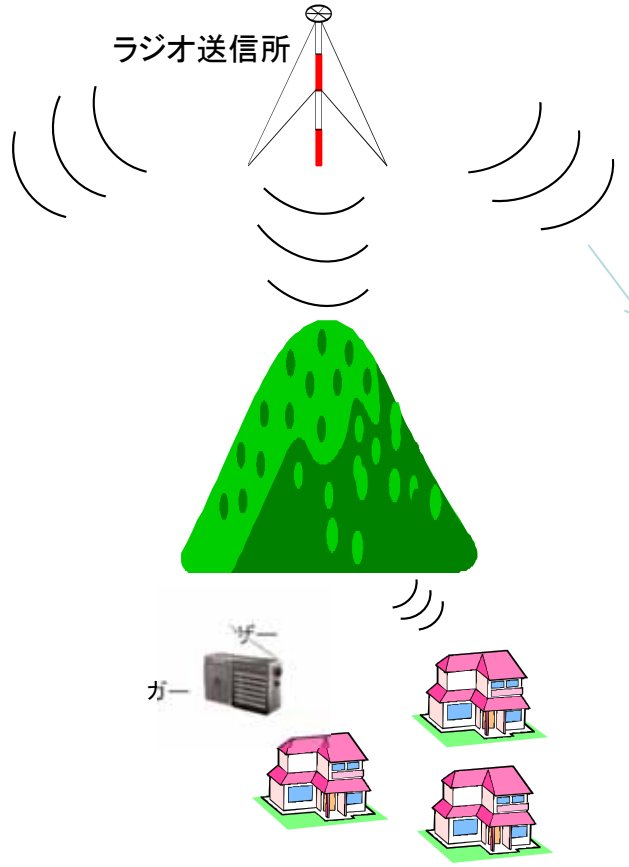
ビル等の建築物による遮蔽や、電波を透過しないコンクリート壁による電界低下。電子機器類からの電気雑音の影響により、良好な受信が困難となる。



※都市型難聴については、近年の建築物の堅牢化や電気雑音の影響により増加。

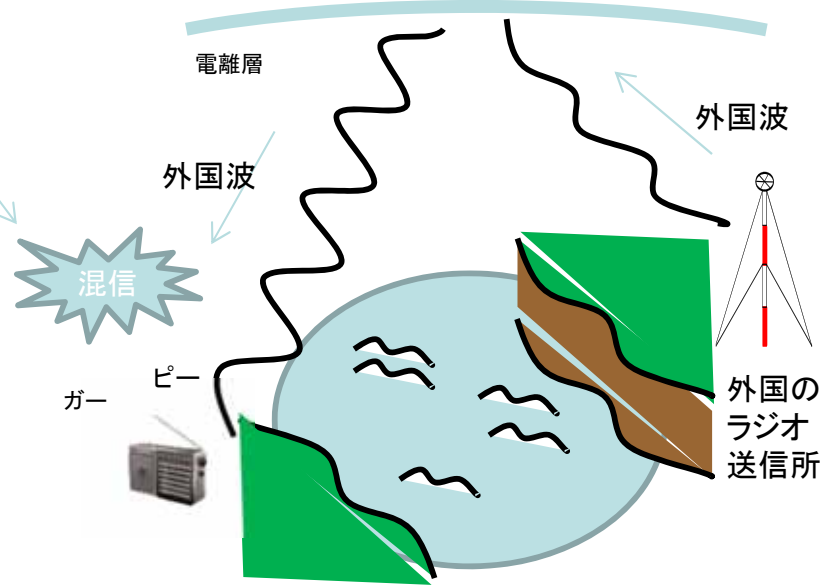
地形的・地形的難聴

地表波が山岳等を超える際に減衰することで、受信に必要な電界強度が確保できず、良好な受信が困難となる。



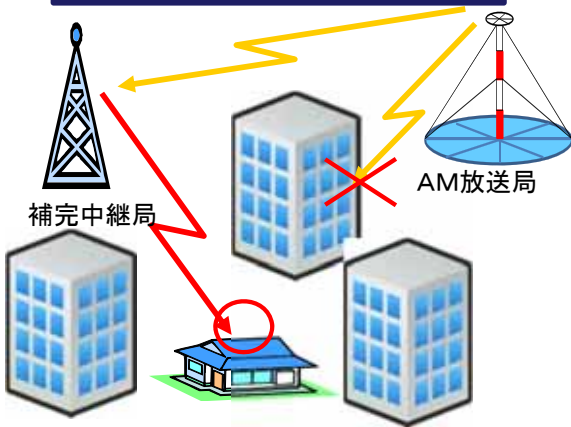
外国波混信による難聴

中波は、昼間は地表波で伝搬し、長距離伝搬しないが、夜間は電離層の反射波により長距離伝搬するため、外国波が到達することにより、混信が発生し、良好な受信が困難となる。



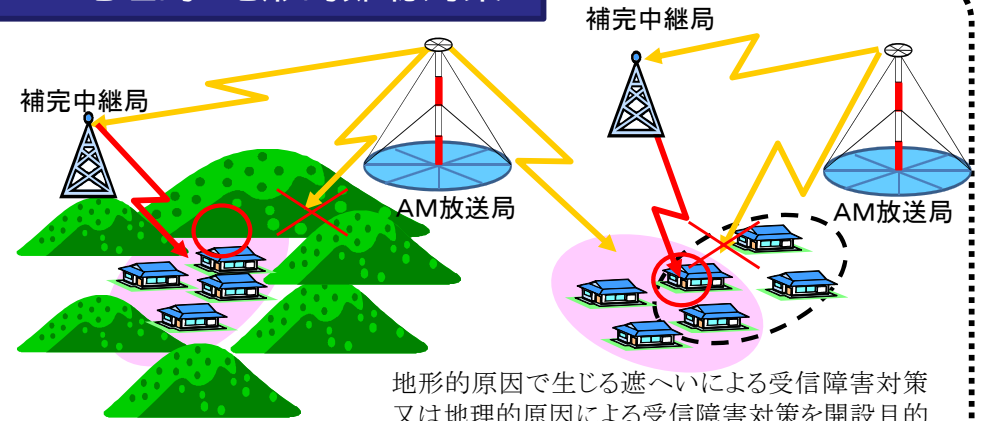
- ・補完中継局は、難聴対策又は災害対策の必要性が認められる場合に限り開設できるもの。
- ・「難聴」とは、「中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件」に規定するAMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ一定程度の連続性をもって地域的に存在する状態と定義。

都市型難聴対策



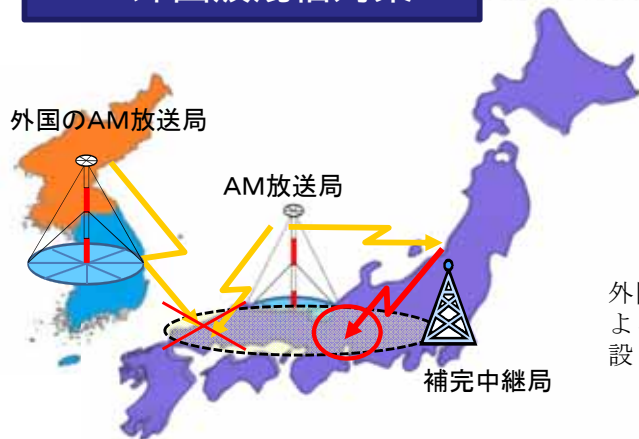
建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等による受信障害対策を開設目的とするもの

地理的・地形的難聴対策



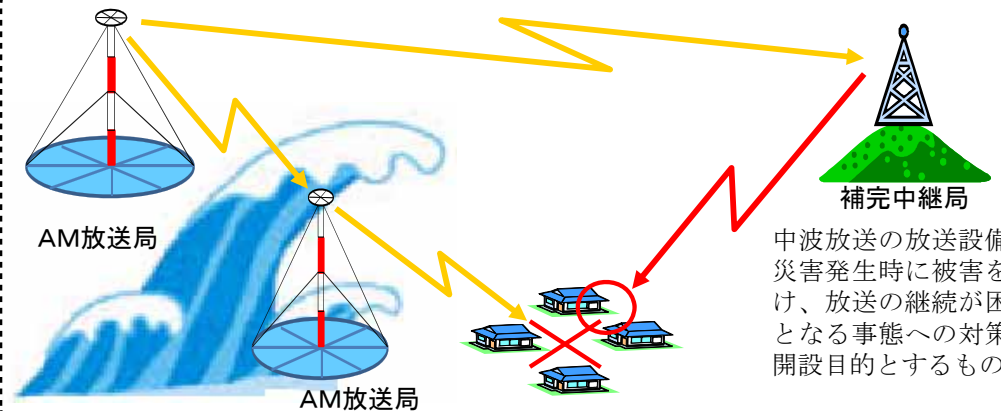
地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策を開設目的とするもの

外国波混信対策



外国波との混信による難聴対策を開設目的とするもの

災害対策



中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするもの



放送法の改正(平成23年6月30日施行)により、放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、重大な事故に関する報告制度を整備。また、重大な事故以外の全ての放送停止事故※1についても、半年または1年ごとに各事業者から報告。

※1 有線一般放送については、放送の停止を受けた利用者の数が500以上または利用者の過半数に影響が及び、かつ、放送の停止時間が2時間以上の事故が報告対象

重大な事故の報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者、登録一般放送事業者は、設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由または原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。(放送法第113、122、137条)

報告が必要な重大な事故(放送法施行規則第125、157条)(要約)

放送の種類	基幹放送事業者(認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者)※2			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル放送 ・中波放送 ・超短波放送 ・短波放送 ・コミュニティ放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチメディア放送 (V-Lowは空中線電力500W超、V-Highは空中線電力3W(非再生中継方式局は50W)超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・BS放送 ・東経110度CS放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・東経124/128度CS放送 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局: 15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) 重要な中継局: 2時間以上	親局: 15分以上 中継局: 2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	—	—	—	—	3万以上

2 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

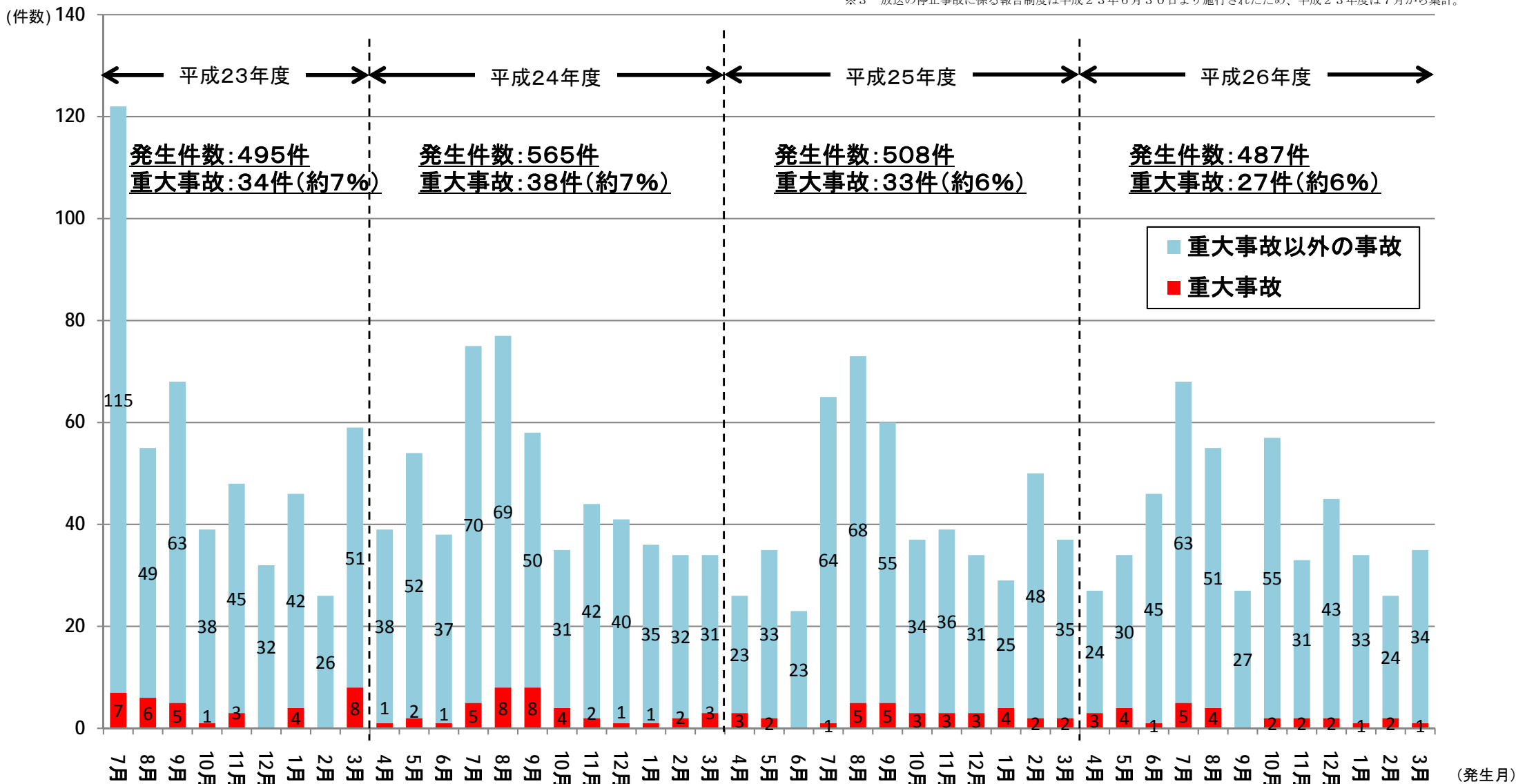
全ての放送停止事故¹に関する報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者は半年ごと、登録一般放送事業者は1年ごとに、設備の状況について総務大臣に報告しなければならない。(放送法施行規則第127、159条)

- ・平成26年度における放送停止事故の発生件数^{※2}は487件であり、このうち重大な事故は27件で全体の約6%であった。
- ・平成23^{※3}、24、25、26年度ともに、7月～8月に比較的增加傾向が見られる。

重大な事故の発生状況

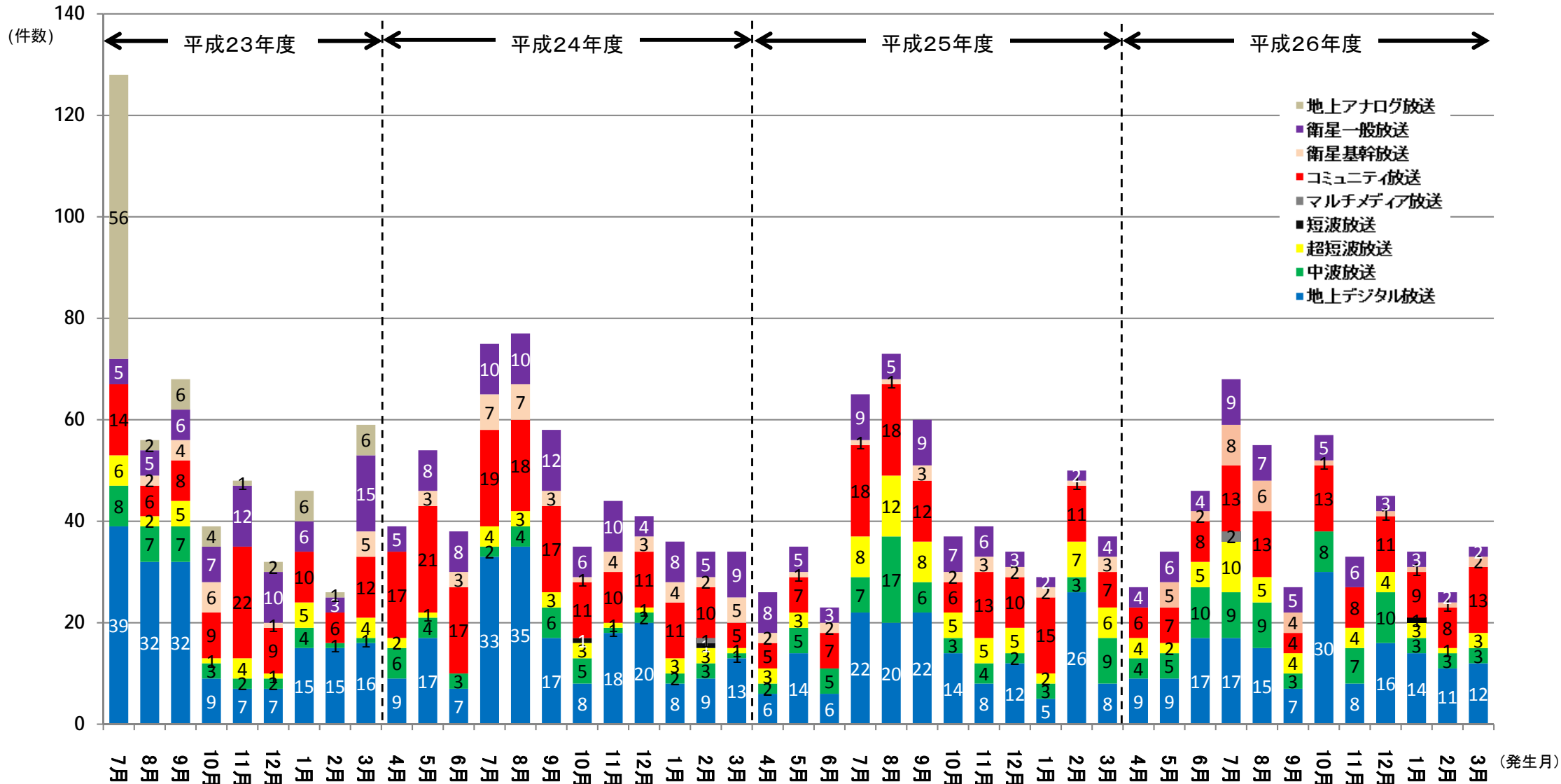
※2 ・地上アナログテレビジョン放送は平成23年度末まで集計し、マルチメディア放送は平成24年度当初より集計。
 ・同一地域で同一時間帯に発生したフェージング、降雨減衰等に起因した障害は、1件として計上。
 ・同一局所で同一原因により断続的に発生した障害は、復旧までの累積時間を障害の時間とし、1件として計上。
 ・複数事業者の設備が同一箇所を設置されている場合、当該箇所が発生した障害は、1件として計上。
 ※3 放送の停止事故に係る報告制度は平成23年6月30日より施行されたため、平成23年度は7月から集計。



(発生月)

- ・地上デジタル放送、中波放送及び超短波放送での放送停止事故は、7月～8月に比較的增加傾向が見られる。
- ・コミュニティ放送での放送停止事故は、一年を通じて一定程度発生している。

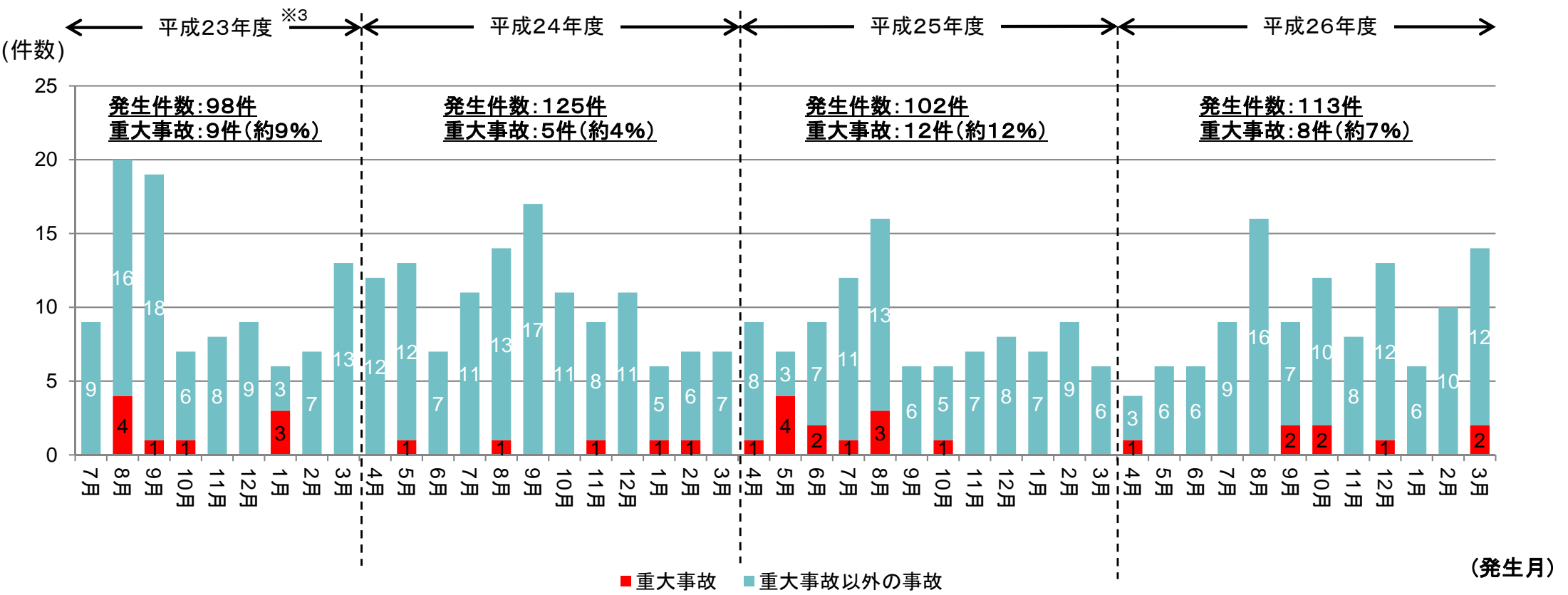
放送種別毎の発生状況



5 - 17 有線一般放送での停止事故の発生状況

・平成26年度における放送停止事故¹の発生件数²は113件であり、このうち重大な事故は8件で全体の約7%であった。
 ・平成25年度に比べ、平成26年度の放送停止事故の件数は増加したが、重大な事故の件数は減少した。
 ・8月の事故件数が他の月に比べて多い傾向が見られる。

重大な事故の発生状況



※1 報告対象となる事故は、放送法施行規則別表第49号に基づき以下のいずれにも該当するもの。
 ・ 放送の停止を受けた利用者の数が500以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
 ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの
 ※2 複数事業者又は複数設備にわたって同時に発生した事故は1件として計上。ただし、重大事故とその他の事故が同時に発生した場合は別々に計上。
 ※3 放送の停止事故に係る報告制度は平成23年6月30日より施行されたため、平成23年度は7月から集計。